

第4次宇都宮市防犯対策推進計画

令和2年3月

宇都宮市

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の範囲	2
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	4

第2章 本市における犯罪の現状と課題

1 犯罪・社会情勢	5
2 市民アンケート	20
3 関係団体との連携状況等	29
4 第3次計画事業評価	30
5 課題の整理	34

第3章 計画の基本方針

1 目指す姿	36
2 基本目標	36
3 施策	38
4 計画の指標	40

第4章 施策の体系

基本目標Ⅰ 「一人ひとり」の防犯力の向上	43
基本目標Ⅱ 「地域」の防犯力の向上 (宇都宮市再犯防止推進計画 P 51～55)	45
基本目標Ⅲ 「生活環境」の防犯力の向上	56

第5章 計画の推進

1 計画の進行管理	59
2 各主体との連携	59

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市においては、犯罪を未然に防止し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、平成17年4月に「宇都宮市安全で安心なまちづくり条例」（以下「条例」）を施行するとともに、同年10月に、施策を総合的かつ計画的に推進するために「宇都宮市安全で安心なまちづくり推進計画」を策定しました。

また、平成22年3月には、「第2次宇都宮市安全で安心なまちづくり推進計画」を、平成27年2月には、「第3次宇都宮防犯対策推進計画」（以下「第3次計画」）を策定し、市民、警察、事業者、学校等と連携を図りながら、犯罪の未然防止に係る施策を総合的かつ計画的に推進してきたことにより、本市の「刑法犯認知件数」は減少し、第3次計画に定める成果指標である「人口千人当たりの刑法犯認知件数」と「犯罪被害の不安感を抱く市民の割合」については、目標を達成した状況にあります。

しかしながら、国においては、再犯者率の上昇等を背景に、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」）を制定するほか、性犯罪や声掛け・つきまとい等の被害に遭う可能性が高い女性・子どもや、高齢者の被害が後を絶たない特殊詐欺に対する啓発活動に重点的に取り組んでいる状況にあることから、本市においても犯罪情勢を捉えた防犯対策を講じていく必要があります。

また、本市においては、JR宇都宮駅東口地区整備事業やLRTの開業など、今後の人の流れの変化を捉えた防犯対策への対応が必要となります。

こうした状況を踏まえ、条例に掲げる「現在及び将来の市民一人ひとりが安心して暮らすことのできる安全な地域社会」の実現に向けた更なる防犯対策を推進するため、令和2年度から5か年を計画期間とする「第4次宇都宮市防犯対策推進計画」（以下「第4次計画」）を策定しました。

本市が「住んでみたいまち、住み続けたいまち」として持続的に発展していくため、この計画に盛り込んだ対策を着実に遂行し、市民、警察、事業者、学校等との連携を図りながら、市民一人ひとりが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進してまいります。

【刑法犯認知件数】

刑法に規定する犯罪（道路上の交通事故に係る罪を除く）の発生を警察で認知した数をいう。

2 計画の範囲

条例においては、『**犯罪及び犯罪に至るおそれのある行為を未然に防止すること**』と規定しており、第3次計画においては条例に規定された範囲を基本としながら、現状や課題の整理によって抽出された関連分野を含めた取組を推進してきたことから、第4次計画においても同様とします。

さらには、「犯罪被害者支援」や「再犯防止対策」などは、「誰一人取り残さない社会」を目指すSDGsの基本理念に即した取組であることから、第4次計画においてSDGsの視点を踏まえることとします。

また、近年のICTの普及状況を踏まえ、ICTを活用した犯罪未然防止の可能性についても検討することとします。

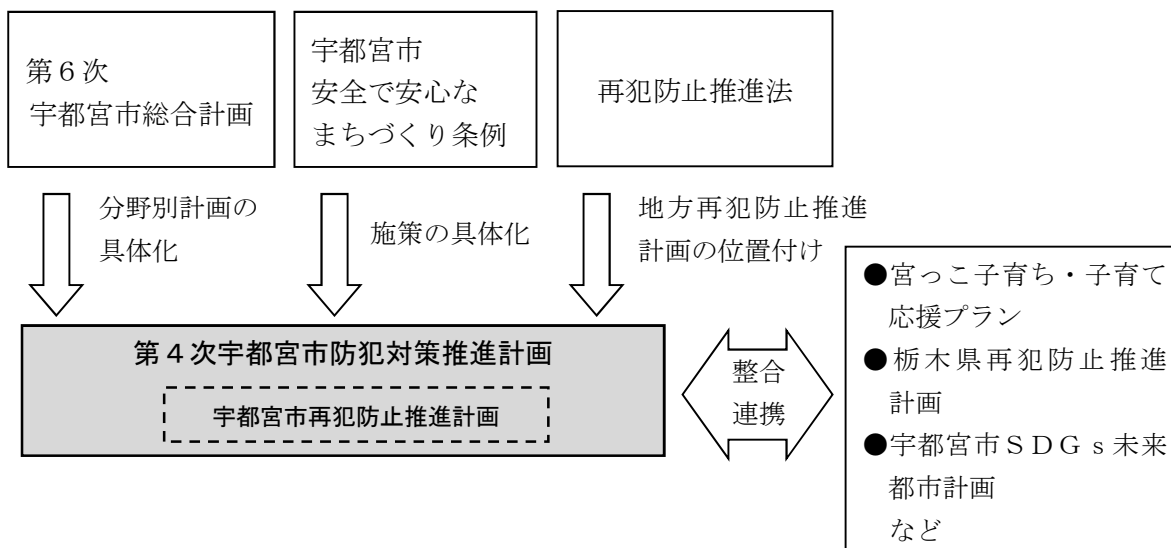
3 計画の位置付け

「第6次宇都宮市総合計画」の分野別計画「安全・安心の未来都市の実現に向けて」の基本施策「日常生活の安心感を高める」を実現するための計画とします。

また、条例に基づく犯罪及び犯罪に至るおそれのある行為を未然に防止する施策を具体化する計画とします。

併せて、第4次計画の基本施策である「再犯防止対策」を「再犯防止推進法」第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」とします。

なお、本計画に掲げた取組を着実に推進し、犯罪を未然に防ぎ、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することで、SDGsのゴール「16 平和と公正をすべての人に」の達成に貢献し、持続可能なまちを目指します。



【参考】

◎SDGsとは

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組むこととしており、本市においても、「SDGs未来都市」として、全庁を挙げてSDGsを推進しております。



◎本計画と関係が深い主な目標及びターゲット

○目標4：質の高い教育をみんなに

すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し生涯学習の機会を促進する。

○目標16：平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進しすべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

・ターゲット16.4

2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。

○目標17：パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。

第1章 計画の基本的な考え方

4 計画の期間

防犯対策推進計画は、条例に基づく施策を具体化する計画として、実施すべき事業等について計上するとともに、その達成度を測るものです。

第3次計画が同様の位置付けのもとで期間を5か年に設定したことや特殊詐欺などの犯罪情勢の変化に対応することを踏まえ、第4次計画の期間についても、令和2年4月から令和7年3月までの5か年とし、その最終年度である令和6年度を目標年次とします。

第2章 本市における犯罪の現状と課題

1 犯罪・社会情勢

第4次計画を策定するうえで必要となる犯罪・社会情勢を国・県・本市に分けて状況を分析・把握しました。

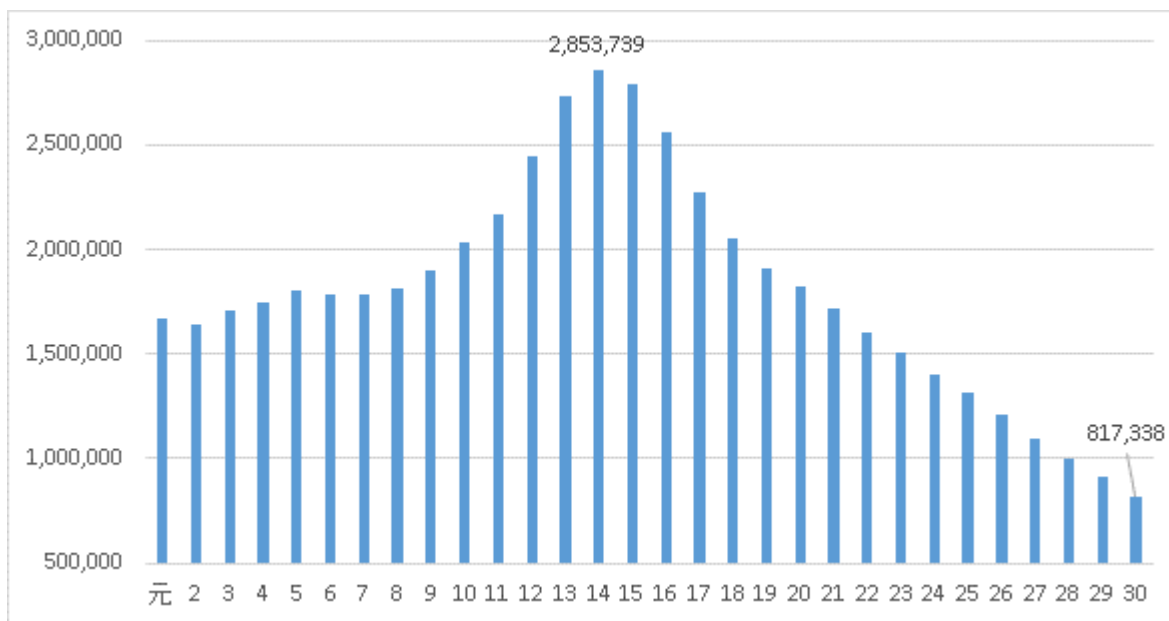
(1) 国における動向等

ア 刑法犯認知件数について

●平成30年の刑法犯認知件数は817,338件で16年連続減少

- ・ 刑法犯認知件数は、ピークである平成14年(2,853,739件)から16年連続で減少し、ピーク時の約3割になっている。

〔刑法犯認知件数の推移〕



〔警察庁発表資料〕

イ 特殊詐欺犯罪の被害状況について

●特殊詐欺被害は認知件数・被害額ともに高水準で推移

- ・ 認知件数は、平成22年以降、7年連続で増加したが、平成30年は16,469件と減少している。また、被害額は、平成26年以降4年連続で減少している。しかしながら、認知件数・被害額ともに高水準で推移している。

〔特殊詐欺の認知件数・被害額の推移〕

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
認知件数 (件)	7,340	6,888	7,216	8,693	11,998	13,392	13,824	14,154	18,212	16,496
被害額 (億円)	95.8	112.5	204.0	364.4	489.5	565.5	482.0	407.7	394.7	363.9

〔警察庁発表資料〕

全国地域安全運動※重点テーマ

※ 警察庁では、毎年10月11日～20日までの10日間を「全国地域安全運動」と定め、全国で取組を強化

〔過去5年間の重点テーマ〕

	運動の重点(テーマ)	H27	H28	H29	H30	R1
全国重点	・子どもと女性の犯罪被害防止	●	●	●	●	●
	・特殊詐欺の被害防止	●	●	●	●	●
栃木県重点	・住宅対象窃盗の被害防止		●			●
	・自動車盗の被害防止	●	●	●	●	

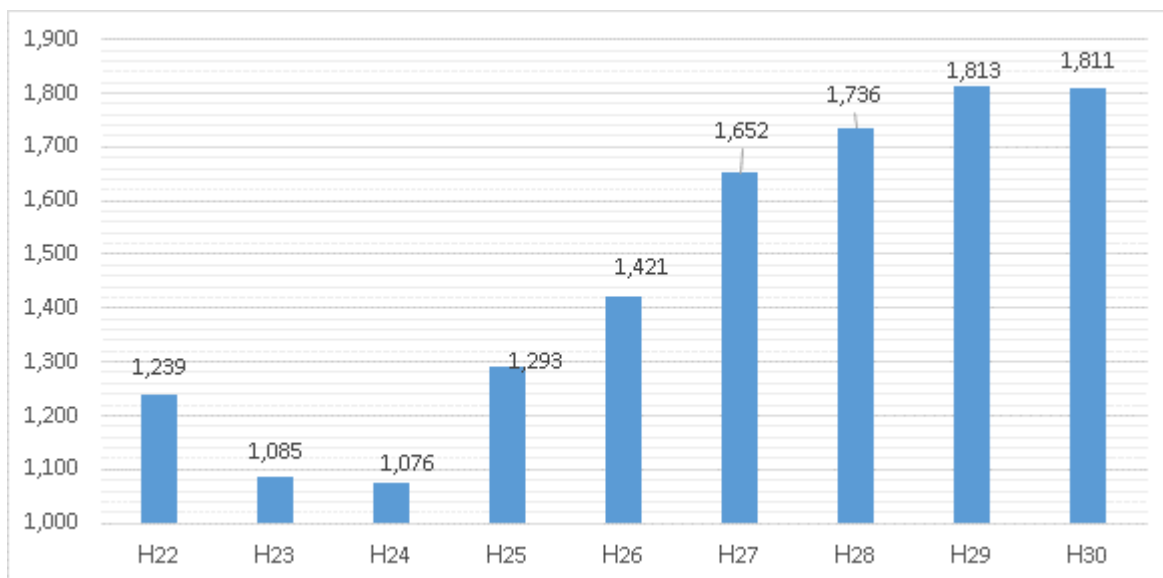
近年、「子どもと女性の犯罪被害防止」「特殊詐欺の被害防止」が全国重点テーマに設定されている。

ウ SNS等に起因する事犯の被害児童（18歳未満の子ども）の推移

- SNS等に起因する犯罪の被害に遭う子どもが増加
- 被害に遭った子どもの約9割が中高生

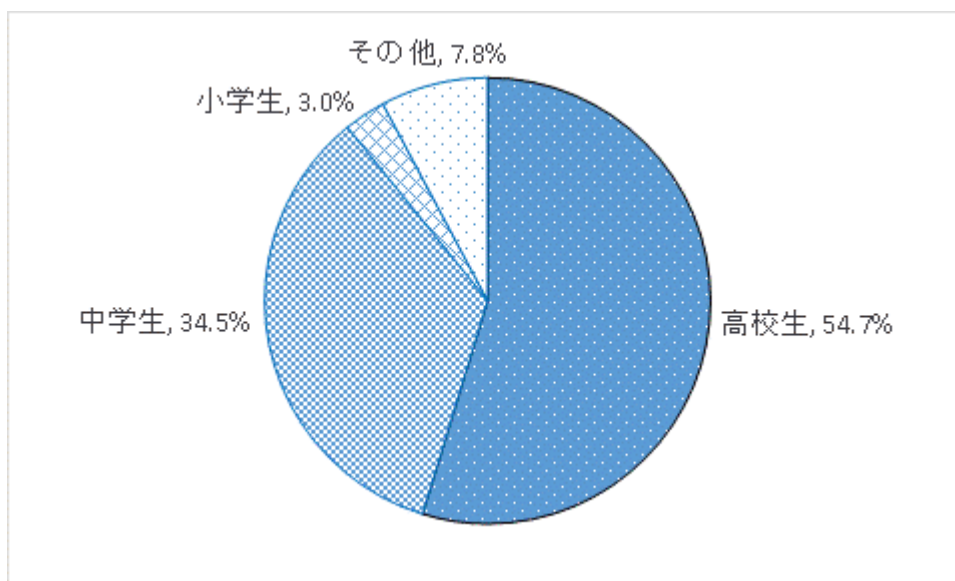
- ・ 近年、情報通信技術の普及・進展に伴い、SNS等に起因する犯罪の被害に遭う子どもが増えている。
- ・ 犯罪被害に遭った子どもの約9割が、中高生である。

〔SNS等に起因する犯罪の被害児童数の推移〕



〔警察庁発表資料〕

〔学職別の被害児童数の割合〕



〔警察庁発表資料〕

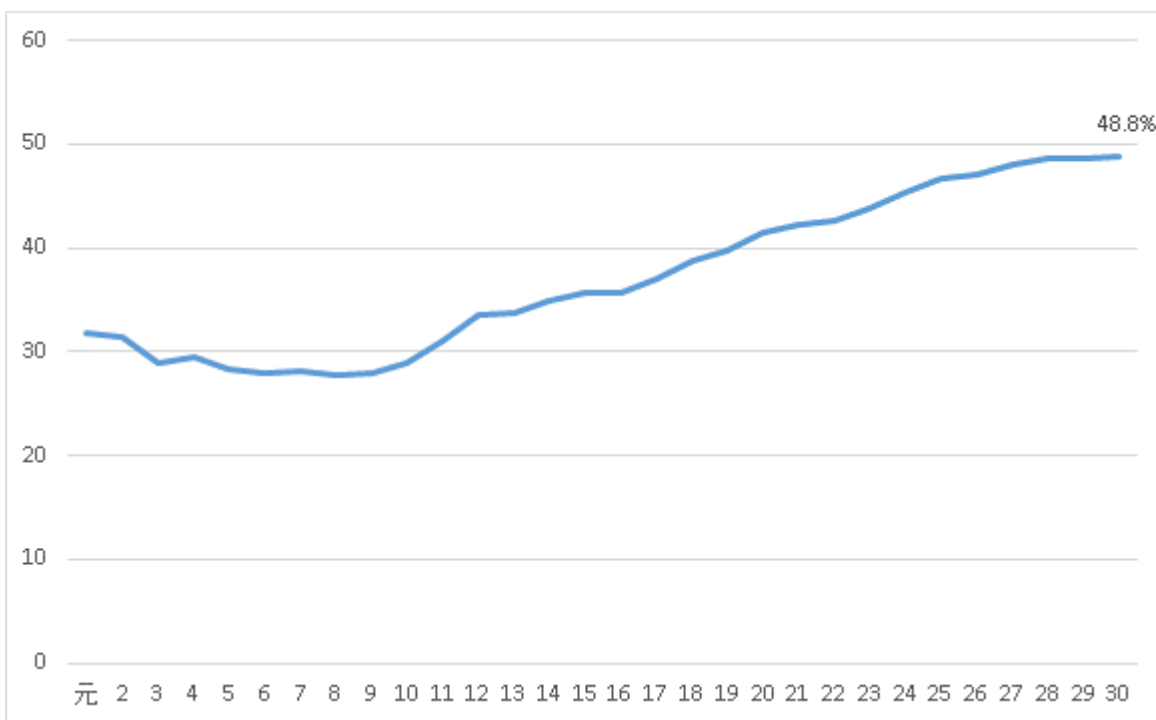
第2章 本市における犯罪の現状と課題

エ 再犯防止について

● 検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は 48.8%（H30）

- ・ 検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は、現在と同様の統計を取り始めた昭和 47 年以降最も高い 48.8%となっている。

〔検挙者に占める再犯者の割合〕



〔警察庁発表資料〕

再犯防止に係るトピック

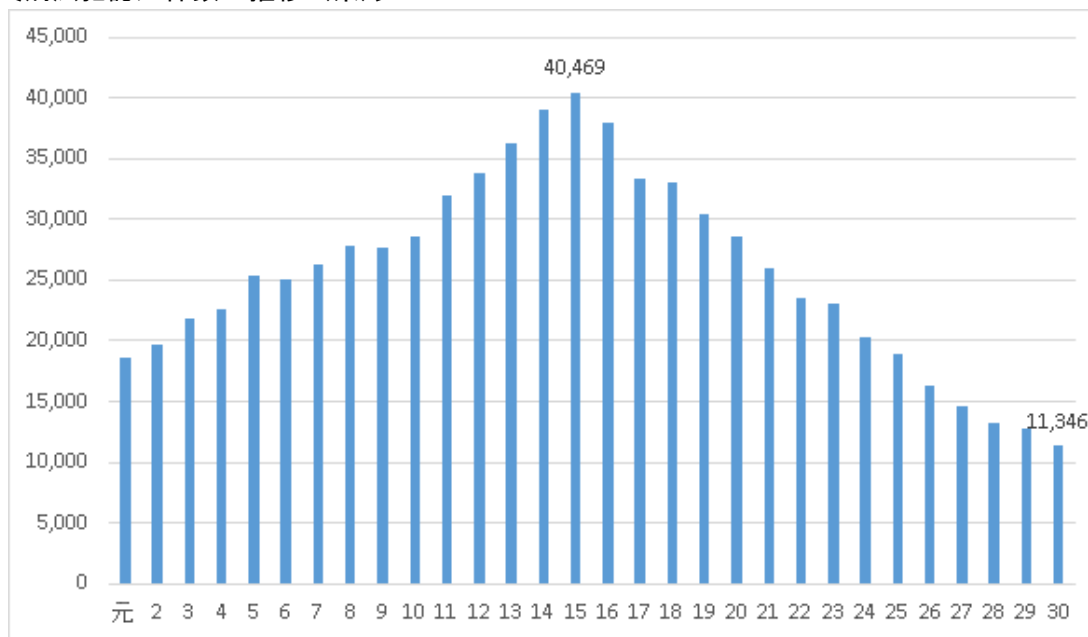
安全で安心な地域社会を築くためには、犯罪や非行からの立ち直りに取り組む人たちを受け入れ、責任ある社会の一員となるよう支え、誰もがやりなおすことができる社会を構築する必要がある。検挙された者のうち約半数が再犯者であり、再犯の防止等が犯罪対策において重要であることを鑑み、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定、施行され、地方公共団体の責務として国との適切な役割分担を踏まえ、再犯の防止等に関する施策を実施することが明記された。また、国では平成 29 年 12 月に「再犯防止推進計画」を策定し、就労・住居、保健医療・福祉、教育など総合的な支援を行っている。

(2) 県における動向等

ア 刑法犯認知件数について

●平成30年の刑法犯認知件数は11,346件で15年連続減少

〔刑法犯認知件数の推移（県）〕



〔資料提供 栃木県警察本部〕

イ 重点抑止犯罪について

●重点的に抑止対策を進めていく罪種として、7罪種を設定

- ・ 栃木県警察が、県民の身近で発生し、その平穏な生活を脅かす犯罪のうち、重点的に抑止対策を進めていく罪種として、「特殊詐欺」「わいせつ（強制わいせつ・性的目的の暴行）」「強盗」「ひったくり」「住宅対象窃盗（空き巣・忍込み・居空き）」「自動車盗」「車上ねらい」の7罪種を指定している。

〔平成30年 栃木県内 重点抑止犯罪 罪種別発生状況〕

刑法犯総数	特殊詐欺	わいせつ	強盗	ひったくり	住宅対象窃盗	自動車盗	車上ねらい
11,346	174	110	21	12	518	408	879

〔資料提供 栃木県警察本部〕

※ なお、令和2年1月より、重点抑止犯罪は、「特殊詐欺」「わいせつ」「住宅対象窃盗」「自動車盗」「車上ねらい」の5罪種となっている。

ウ 不安を感じている犯罪について

● 「子どもに対する犯罪」に不安を感じている割合が最も高い

- 『どのような犯罪に不安を感じますか。(〇はいくつでも可)』と聞いたところ、「子どもに対する犯罪」が最も高い。

(上位5項目)

	平成30年
子どもに対する犯罪	65.9%
振込詐欺をはじめとする特殊詐欺事件	48.4%
家に対する強盗, 窃盗犯罪	46.8%
高齢者に対する犯罪	45.8%
女性に対する犯罪	39.2%

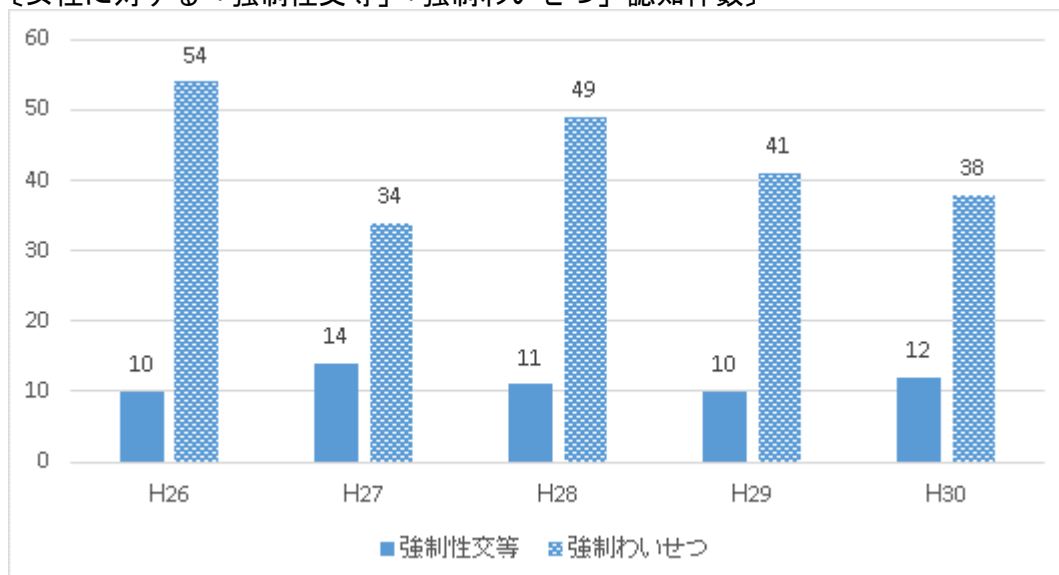
[県政世論調査]

エ 女性への犯罪被害について

● 「強制性交等」などの認知件数が直近の5年間で40件を超える状況

- 刑法犯全体の認知件数が減少傾向にある中、女性に対する「強制性交等」「強制わいせつ」の認知件数の合計は、直近の5年間で40件を超える状態が続いている。性犯罪被害は、被害者の心の傷が大きく、警察に届け出ないケースも多いため、実際の発生件数は、認知件数より多いものと考えられる。

[女性に対する「強制性交等」「強制わいせつ」認知件数]



オ 暴力団の情勢について

●暴力団の構成員等は直近の5年間で毎年減少している状況

- ・ 栃木県内の暴力団の構成員等は平成30年で約770人と平成26年と比べ210人減少しており、毎年減少している。

※ 栃木県暴力団排除条例 平成23年4月1日施行

宇都宮市暴力団排除条例 平成24年1月1日施行

〔暴力団の組織数・構成員等及び検挙件数の推移〕

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
構成員等	約980人	約910人	約820人	約790人	約770人
検挙人員	255人	248人	245人	256人	254人

〔資料提供 栃木県暴力追放県民センター〕

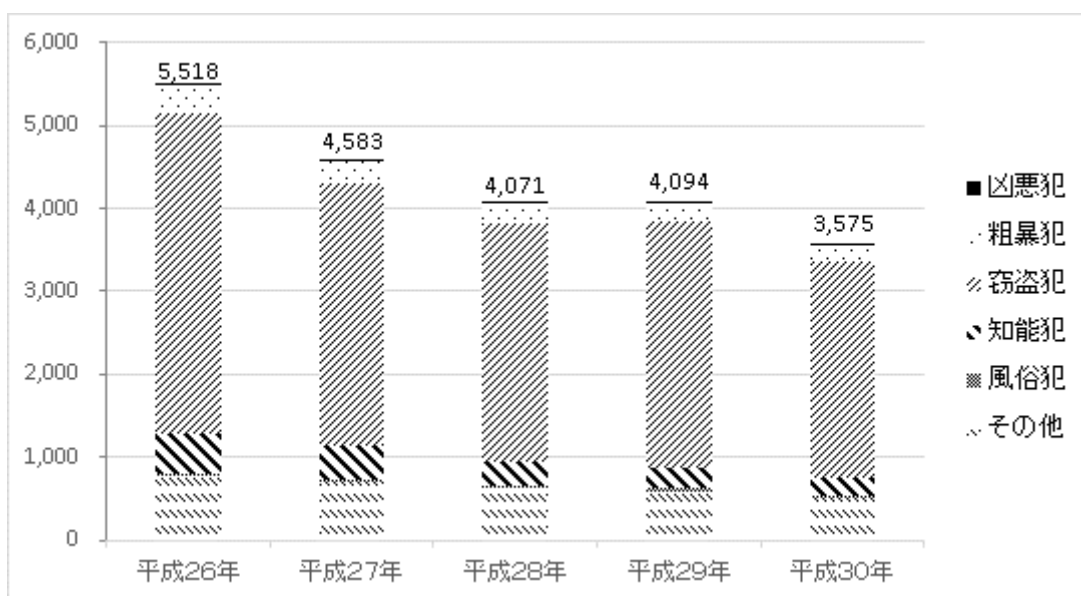
(3) 本市の現状

ア 本市の刑法犯認知件数の推移

● 刑法犯認知件数は減少傾向（H26→H30：3割半ばの減）

- ・ 本市の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、平成26年から30年では、1,943件（35.2%）減少している。
- ・ 窃盗犯の認知件数の占める割合が最も高く（平成30年は、73.1%）なっている。

〔刑法犯認知件数の推移〕



	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	認知件数	構成比	認知件数	構成比	認知件数	構成比	認知件数	構成比	認知件数	構成比
凶悪犯	34	0.6	22	0.5	17	0.4	22	0.5	12	0.3
粗暴犯	330	6.0	259	5.7	246	6.0	231	5.6	203	5.7
窃盗犯	3,871	70.2	3,162	69.0	2,858	70.2	2,970	72.5	2,612	73.1
知能犯	472	8.6	411	9.0	297	7.3	241	5.9	211	5.9
風俗犯	26	0.5	23	0.5	22	0.5	39	1.0	24	0.7
その他	785	14.2	706	15.4	631	15.5	591	14.4	513	14.3
合計	5,518	100.0	4,583	100.0	4,071	100.0	4,094	100.0	3,575	100.0

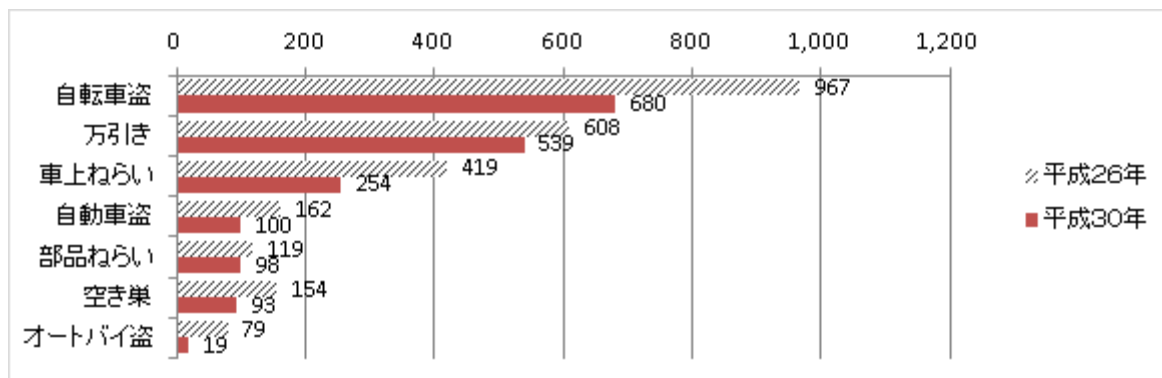
〔資料提供 栃木県警察本部〕

- ・ 凶悪犯 … 殺人，強盗，放火，強制性交等
- ・ 粗暴犯 … 暴行，傷害，脅迫，恐喝，凶器準備集合
- ・ 窃盗犯 … 侵入盗，乗り物盗，非侵入盗
- ・ 知能犯 … 詐欺，横領，偽造，汚職，あっせん利得処罰法，背任
- ・ 風俗犯 … 賭博(とばく)，わいせつ
- ・ その他 … 占有離脱物横領，公務執行妨害，住居侵入，逮捕監禁，略取誘拐・人身売買，盗品，器物損壊

※窃盗犯の状況

- ・ 平成30年は平成26年と比較して、すべての窃盗犯罪種で認知件数は減少している。
- ・ 平成30年においても自転車盗が最も多く発生しているが、平成26年と比較して、287件減少と、大幅に減少している。

〔窃盗犯罪種別認知件数の比較〕



〔資料提供 栃木県警察本部〕

イ 全国と栃木県での比較

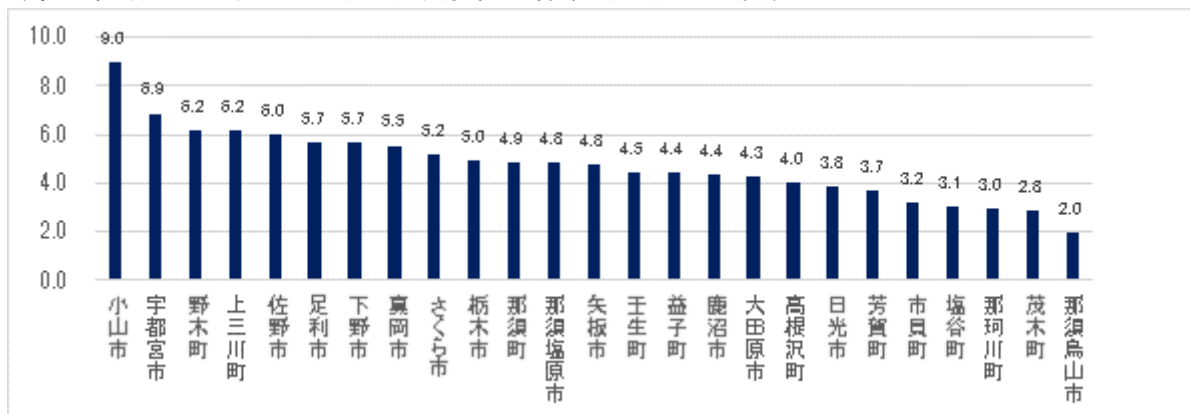
●全国を上回り、県内においてはワースト2位（人口千人当たり刑法犯認知件数）

- ・ 平成30年の宇都宮市における「人口千人当たりの刑法犯認知件数」は『6.9件』であり、全国平均を上回っている。
- ・ 栃木県内においてはワースト2位となっている。

〔刑法犯認知件数の比較（平成30年）〕

	刑法犯認知件数 (件)	10月1日現在 推計人口(人) 〔総務省統計局〕	人口千人当たりの 刑法犯認知件数
全 国	817,338	126,443,000	6.5
栃 木 県	11,346	1,946,000	5.8
宇 都 宮 市	3,575	520,189	6.9

〔県内市町別人口千人当たりの刑法犯認知件数（平成30年）〕



〔資料提供 栃木県警察本部〕

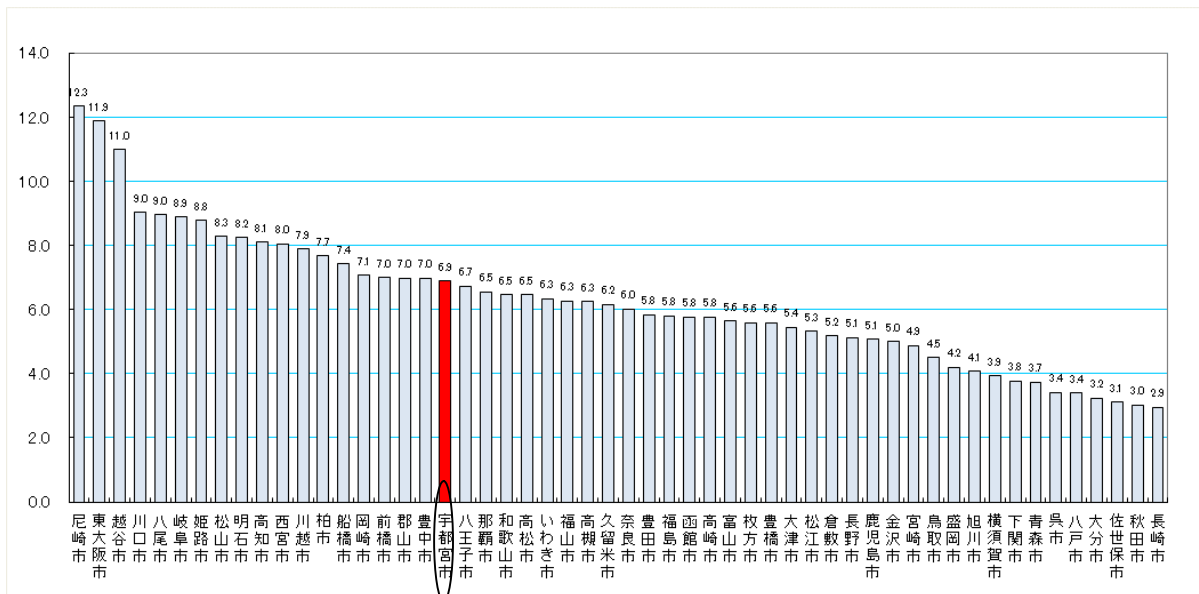
第2章 本市における犯罪の現状と課題

ウ 中核市との比較

●中核市での比較では、54市中36位

- 平成30年の人口千人当たりの刑法犯認知件数について、中核市（本市を含む54市）の比較では、本市（6.9件）は36位となっている。

※ 平成25年（11.5件）の比較では、ワースト10位であった。



エ 重点抑止犯罪の発生状況

- 重点抑止犯罪の発生件数は減少
- 「車上ねらい」「自動車盗」の自動車を狙った犯罪や「住宅対象窃盗」の発生が多い

- ・ 重点抑止犯罪の発生件数は、平成26年 1,010件から平成30年 560件へ減少。
- ・ 「車上ねらい」「自動車盗」の自動車を狙った犯罪や「住宅対象窃盗」の発生が多い。

〔重点抑止犯罪の発生状況（宇都宮市）〕

平成26年

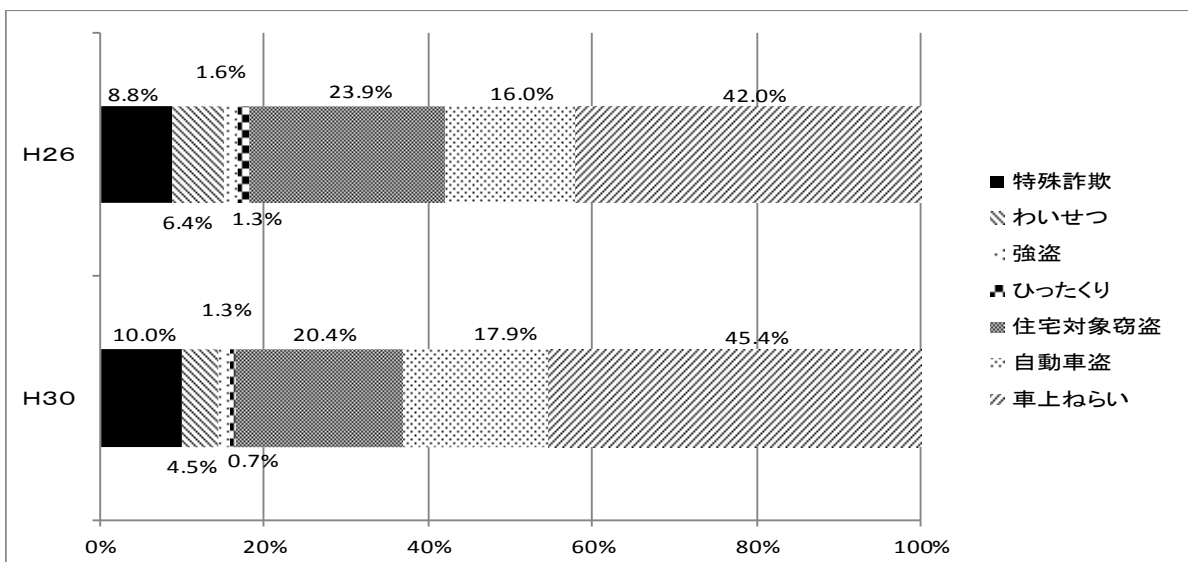
車上ねらい	42.0%	424
住宅対象窃盗	23.9%	241
自動車盗	16.0%	162
特殊詐欺	8.8%	89
わいせつ	6.4%	65
強盗	1.6%	16
ひったくり	1.3%	13

合計：1,010件

平成30年

車上ねらい	45.4%	254
住宅対象窃盗	20.4%	114
自動車盗	17.9%	100
特殊詐欺	10.0%	56
わいせつ	4.5%	25
強盗	1.3%	7
ひったくり	0.7%	4

合計：560件



〔資料提供 栃木県警察本部〕

オ 防犯活動団体数について

●防犯活動団体数は過去3年間でほぼ横ばい

- ・ 防犯ネットワークに登録されている防犯活動団体数は、過去3年間でほぼ横ばいとなっている。

〔防犯活動団体数の推移〕

	平成28年	平成29年	平成30年
団体数	554	561	563

カ 犯罪被害者等の支援

●県や被害者支援センターとちぎと連携を図りながら、施策の推進や理解促進に努めている

- ・ 犯罪被害者やその家族は、生命や身体の直接的な被害のみならず、生活の不安や精神的な苦痛に襲われるなど、様々な問題に直面している。そのようなことから、法では犯罪被害者等支援を「国・地方公共団体・国民の責務」と位置付けており、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等をしていくよう定められており、本市においても、県や被害者支援センターとちぎと連携を図りながら、被害者支援等の施策を推進するとともに、理解促進に努めているところである。
 - ・ 「犯罪被害者等支援巡回パネル展」の開催支援
 - ・ 「被害者支援自動販売機」の設置促進

キ 「防犯対策重点地区※」における防犯対策

※ 不特定多数の人の出入りがある特に防犯対策の強化を図るべき地区として、現在は、JR宇都宮駅東地区（宿郷西・今泉南・宿郷東・宿郷5丁目東・宿郷5丁目西）を重点地区に指定

● 「重点地区」における官民連携による防犯対策が推進されている

- ・ 栃木県警とJR宇都宮駅東口歓楽街対策について意見交換を行う「対策会議」の開催や警察、自治会、飲食業協会、防犯団体、行政などによる「官民合同パトロール」を年4回実施している。
- ・ JR宇都宮駅周辺防犯カメラシステム（東西駅前広場・東西自由通路に20台設置）を運用し、警察からの要請に基づき、画像の閲覧や提供を行い、犯罪捜査に協力している。
- ・ JR宇都宮駅東口地区整備事業において、コンベンション施設や商業施設などが令和4年度に開業を予定している。

〔警察からの捜査関係事項照会件数〕

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
件数	8	31	13	15	12
西口	6	13	6	9	8
東口	2	20	8	6	5

ク 東西基幹公共交通（LRT）の開業

● 東西基幹公共交通（LRT）が令和4年に開業予定

- ・ 東西基幹公共交通（LRT）が「JR宇都宮駅東口から芳賀・高根沢工業団地まで」の約15キロメートルの区間において、令和4年に開業を予定している。

ケ 中心市街地通行量調査結果

●週末・夜間を中心にオリオン通りにおける通行量が増加

- ・ 通行量自動測定機による通行量調査の結果、拠点広場等における多彩なイベントの開催や飲食店舗の増加等により、オリオン通りにおいて、週末・夜間を中心に通行量が増加している。

H28時点：約1万3千人 ⇒ H30時点：1万6千人（約2割増加）

※ 9・10・11月の週末（金曜、土曜）午後6時～午前0時のオリオン通り2地点（曲師町、江野町）の通行量を合計

コ 防犯灯・防犯カメラの設置状況等について

●防犯灯LED化率が約90%

●防犯カメラ補助事業による防犯カメラの設置が過去5年間で約300台

- ・ 防犯灯のLED化が段階的に進み、約90%の見込みとなっている。
- ・ 防犯カメラ補助事業による地域における防犯カメラ設置が、過去5年間で約300台の見込みとなっている。

〔防犯灯設置灯数・LED化率の推移〕 ※ 令和元年は実績見込

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
灯数	44,100	45,253	46,214	47,891	49,015	50,175
LED化率	14.3%	33.4%	59.8%	73.2%	85.5%	90.9%

〔防犯カメラ設置台数・団体数の推移〕 ※ 令和元年は実績見込

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	合計
台数	12	64	95	69	80	320
団体数	6	18	22	24	25	71

サ 特殊詐欺犯罪の被害状況

- 特殊詐欺被害の認知件数は減少
- 特殊詐欺の被害者のうち約9割が60歳以上であり、被害の多くが電話によるもの

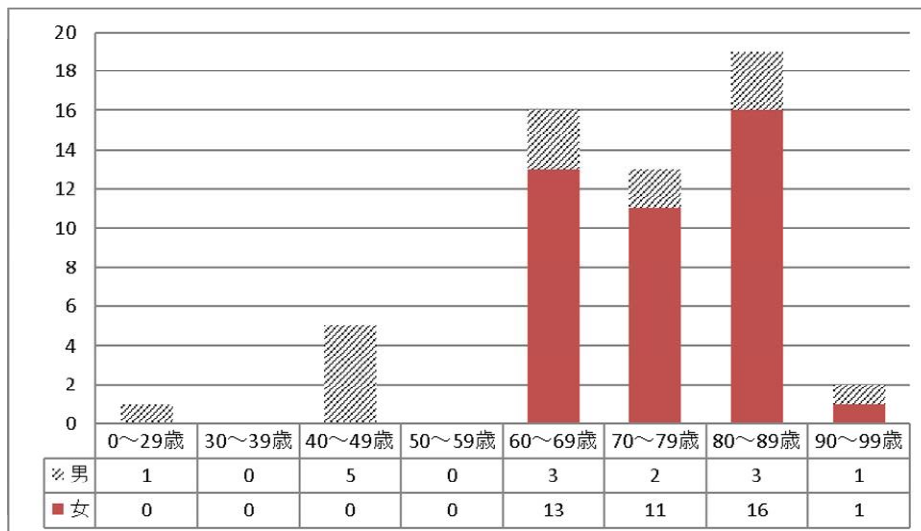
- ・ 平成30年の本市における発生状況は、認知件数56件、被害額約1億4,000万円の被害が発生している。
- ・ 被害者の約9割が60歳以上であり、被害の多くが電話によるものである。

〔特殊詐欺の認知件数・被害額の推移（宇都宮市）〕

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
認知件数	89	87	70	60	56
被害額	4億6,924万円	2億3,253万円	1億7,681万円	2億8,926万円	1億3,921万円

〔資料提供 栃木県警察本部〕

〔平成30年 特殊詐欺の被害者の状況（宇都宮市）〕



〔資料提供 栃木県警察本部〕

〔平成30年 特殊詐欺の種類・被害件数（宇都宮市）〕

	オレオレ詐欺	還付金詐欺	架空請求	融資保証金詐欺
件数	32	12	11	1

〔資料提供 栃木県警察本部〕

2 市民アンケート

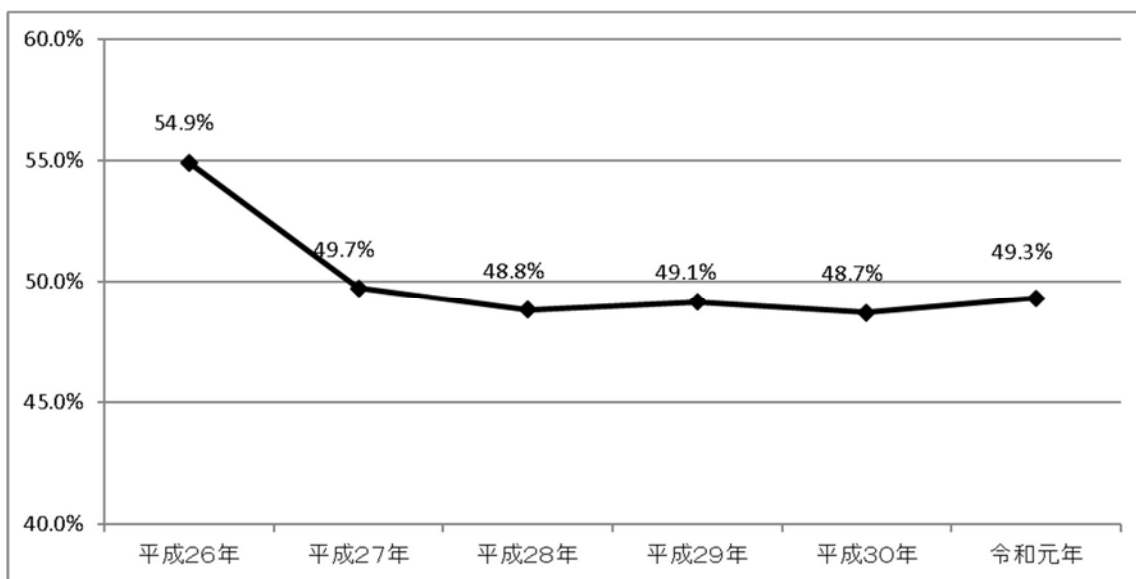
調査対象者等	
・ 調査対象者	3, 100人（20歳以上80歳未満の市民）
・ 抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
・ 調査方法	郵送
・ 調査期間	令和元年5月7日～5月31日
回収結果	
・ 回答数	1, 106人
・ 回収率	35.7%

（1）主な市民意識

ア 犯罪被害に遭う不安感

● 「犯罪への不安感」は直近の5年間でほぼ横ばいの約5割となっている

- 『あなたは、日常生活を送る中で、自分が何らかの犯罪被害にあう不安を感じますか。（〇は1つ）』と聞いたところ、「大いに感じる」と「多少感じる」の2つを合わせた『不安を感じる』が49.3%，平成26年と比較すると，5.6ポイント減少している。

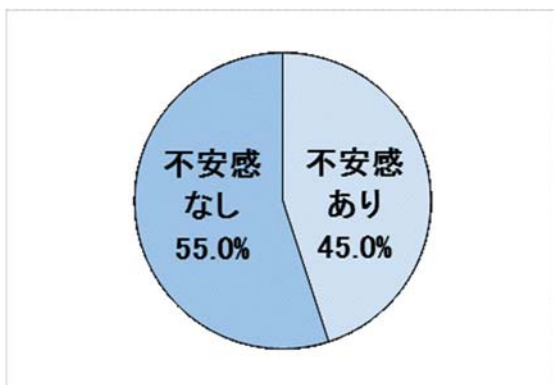


イ 犯罪被害に遭う不安感（男女別）

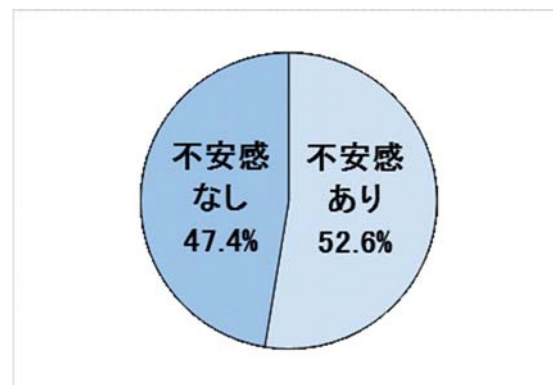
●女性の「犯罪への不安感」は50%を超えている

- ・ 「犯罪への不安感」を男女で比較すると、男性の不安感率は45.0%であるのに対し、女性では52.6%と50%を超えており、女性の不安感が高い傾向にある。

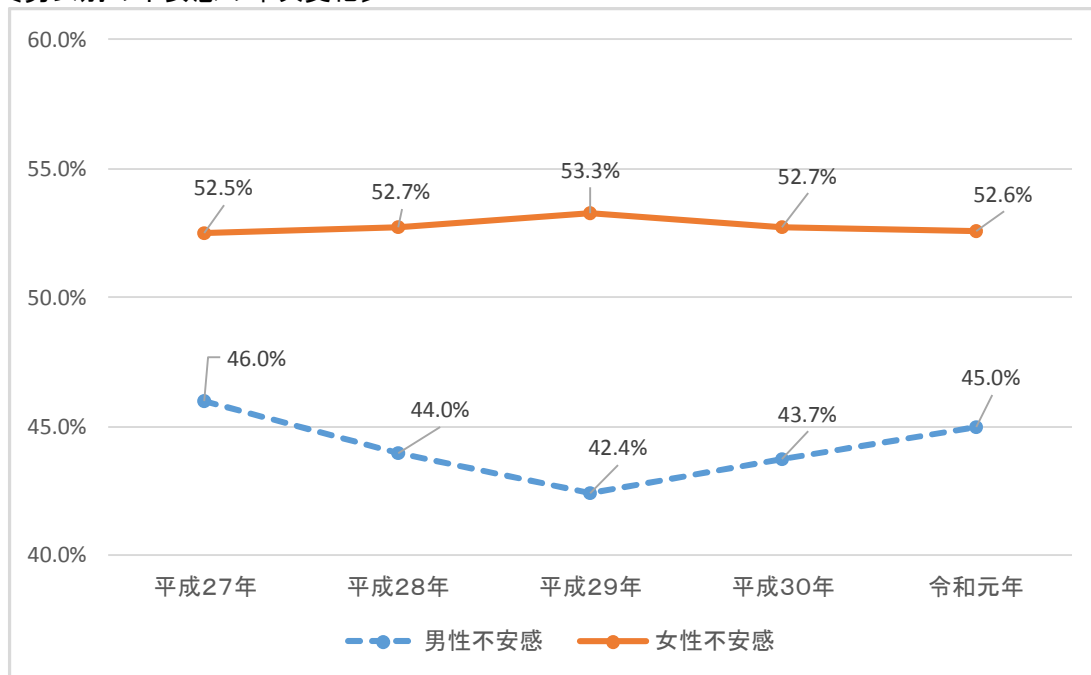
〔男性の不安感（令和元年）〕



〔女性の不安感（令和元年）〕



〔男女別の不安感の年次変化〕



ウ 不安を感じる犯罪の種類

● 8割弱の市民が「住宅への侵入窃盗」を不安と感じている
 ● 「詐欺」と「自動車・オートバイ盗難」を不安と感じる割合が増えている

- 『「大いに感じる」または「多少感じる」と答えた方に、不安を感じる犯罪は、具体的にどのようなものですか。(〇はいくつでも可)』と聞いたところ、依然として「住宅への侵入窃盗」の割合が最も高く、「詐欺」と「自動車・オートバイ盗難」においては、前回調査より割合が上昇している。

(上位5項目)

	令和元年	平成27年
住宅への侵入窃盗(空き巣など)	77.1%	80.0%
詐欺	47.5%	39.1%
車上ねらい	36.5%	42.2%
自転車盗難	26.4%	27.9%
自動車・オートバイ盗難	26.4%	17.2%

エ 不安を感じる場所

● 8割弱の市民が不安を感じる場所として「自宅」を挙げている

- 『「大いに感じる」または「多少感じる」と答えた方に、不安を感じる場所は、具体的にどのようなところですか。(〇はいくつでも可)』と聞いたところ、依然として「自宅」において、不安を感じる割合が最も高くなっている。

(上位5項目)

	令和元年	平成27年
自宅	78.7%	74.7%
道路(通勤・通学路など)	40.7%	46.5%
駐輪場・駐車場(施設等のもの)	33.9%	33.8%
大規模な集客施設(デパートなど)	18.9%	19.2%
繁華街(商店街, 歓楽街など)	18.9%	20.9%

オ 犯罪の未然防止において不十分なこと

●割合は減少しているものの、依然として約5割の市民が「まちの明るさ」が不十分であると感じている

●「建物における防犯対策」が不十分と考える割合が高まっている

- 『「大いに感じる」または「多少感じる」と答えた方に、犯罪の未然防止に関して、あなたのお住まいの地域で、『不十分』であると思うのは何ですか。(〇はいくつでも可)』と聞いたところ、「まちの明るさ」の割合が最も高くなっている。

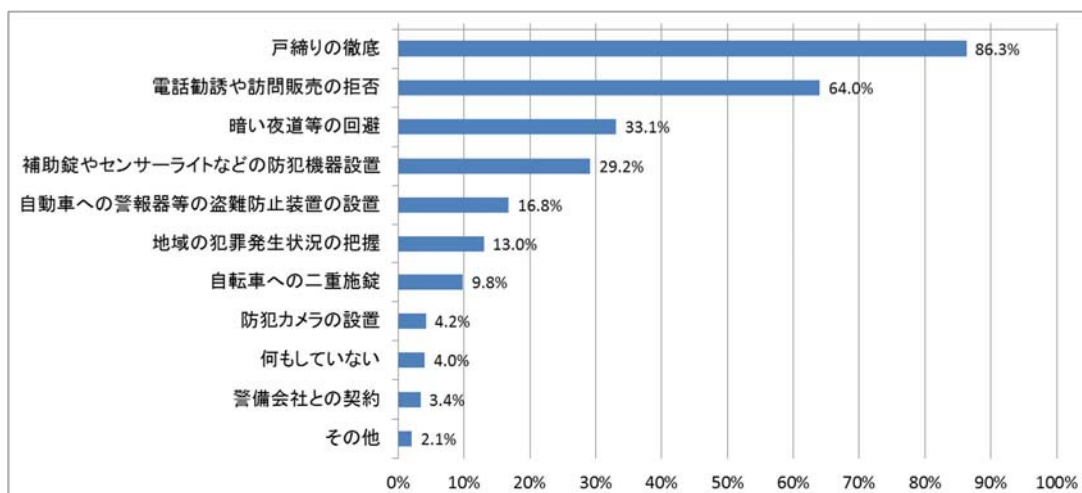
(上位4項目)

	令和元年	平成27年
まちの明るさ(防犯灯や街路灯の適切な設置)	53.4%	59.3%
建物における防犯対策(個人住宅、公共施設、店舗など)	49.7%	43.3%
街路樹や個人宅の植栽(適切な剪定)	25.9%	21.5%
公園の適正管理(外灯や植栽の剪定などによる見通しの確保)	17.1%	17.9%

カ 日頃から取り組んでいる防犯対策

●8割半ばの市民が「戸締りの徹底」に取り組んでおり、6割半ばの市民が「電話勧誘や訪問販売の拒否」に取り組んでいる

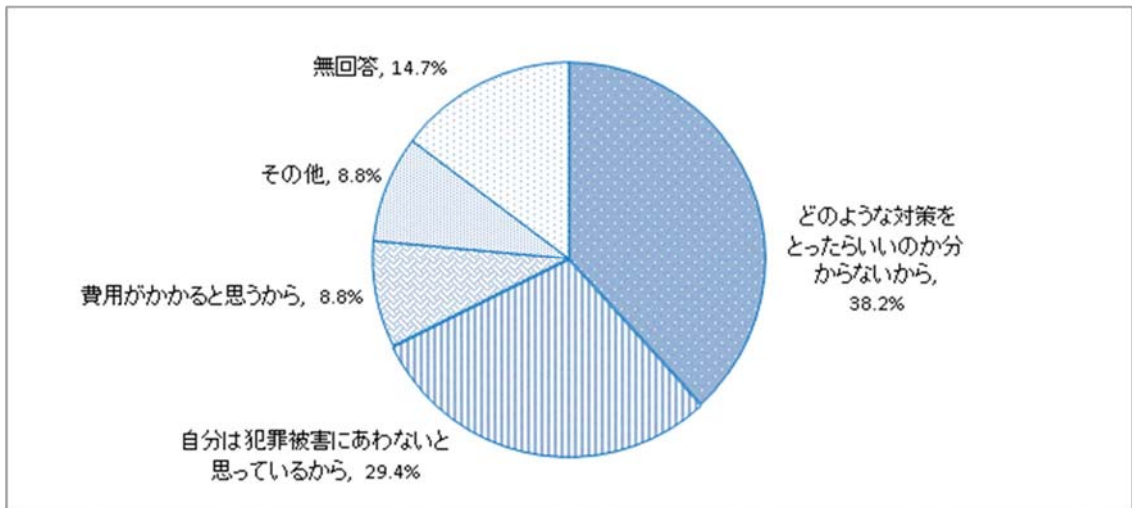
- 『あなたが日頃から取り組んでいる防犯対策は何ですか。(〇はいくつでも可)』と聞いたところ、「戸締りの徹底」の割合が最も高く、次いで「電話勧誘や訪問販売の拒否」が高い。「何もしていない」は4%であった。



キ 日頃から取り組んでいる防犯対策

●「何もしていない」理由の4割弱が、「どのような対策をとったらいいのかわからないから」と回答

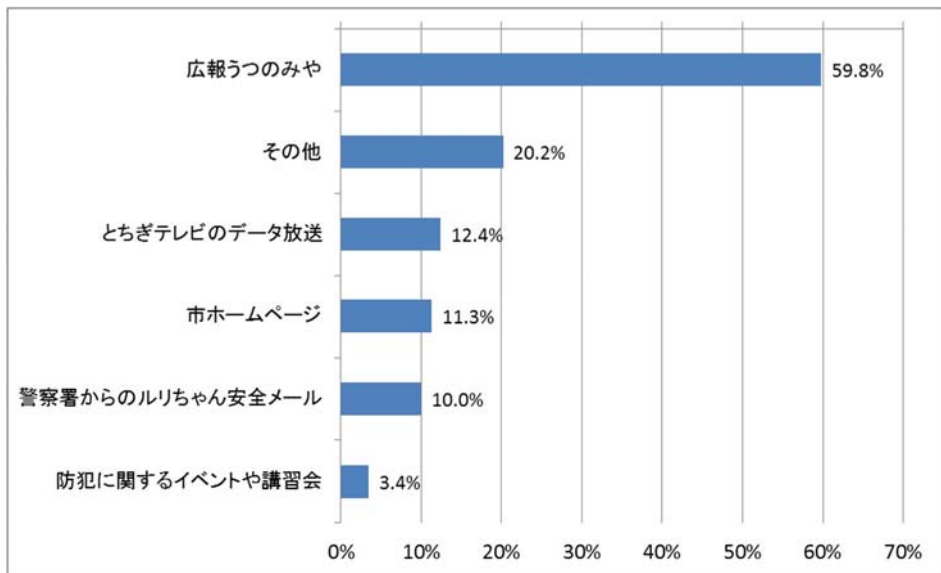
- ・ 『「何もしていない」と答えた方に、その理由は何ですか。(〇は1つだけ)』と聞いたところ、「どのような対策をとったらいいのかわからないから」が最も高い。



ク 地域の安全に関する情報入手方法

●約6割の市民が「広報うつのみや」により情報を入手

- ・ 『あなたは地域の安全に関する情報を何から得ていますか。(〇はいくつでも可)』と聞いたところ、「広報うつのみや」の割合が最も高い。その他の意見としては、「ラジオ」などの意見があった。



(2) 防犯活動に対する意識

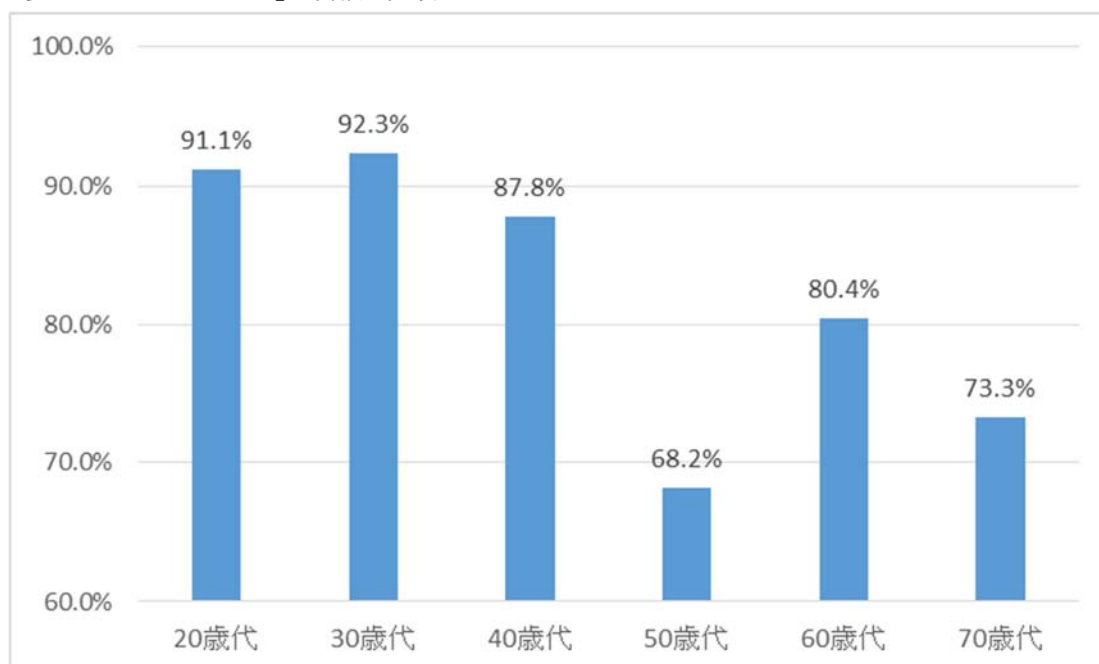
ア 防犯活動の認知度

- 約8割の市民は防犯活動に参加したことが無い
- 現役世代の参加割合が低い

- ・ 『あなたは、地域住民がボランティアで実施している防犯活動に参加したことがありますか。(〇は1つ)』と聞いたところ、「参加したことがない」の割合が最も高く、8割を超えている。
- ・ また、年代別で見ると、特に20歳代、30歳代、40歳代の割合が高い。

	令和元年	平成27年
積極的に参加している	3.1%	2.2%
活動している人に誘われると参加している	1.6%	2.2%
過去に参加したことがある	13.3%	16.7%
参加したことがない	80.3%	72.1%

「参加したことがない」年齢別回答



イ 防犯ボランティア活動に参加しない理由

- 参加しない理由の約5割が「時間」の不足
- 参加したことがない人のうち、「参加したいが機会がない」という参加意欲のある人が2割半ばいる

- ・防犯活動に参加したことがないと回答した人に対し、『その理由はなんですか（複数回答可）』と聞いたところ、「時間に余裕がない」の割合が最も高い。また、参加したことがない人のうち、「参加したいが機会がない」という参加意欲のある人が26%いる。

(上位5項目)

	令和元年	平成27年
時間に余裕がない	50.5%	48.2%
参加したいが機会がない	26.1%	24.6%
人間関係がわずらわしい	16.1%	11.2%
自分自身が自ら防犯対策をすればいい	12.8%	15.1%
健康に不安がある	10.1%	11.9%

ウ 犯罪の未然防止において充実・改善されてきたこと

- 5割半ばの市民が「児童・生徒の登下校時の見守り」が充実・改善
- 3割弱の市民が「まちの明るさ」が充実・改善

- ・『犯罪の未然防止に関して、あなたが近年「充実してきた」若しくは「改善されてきた」と思われるものは何ですか。(〇はいくつでも可)』と聞いたところ、「児童・生徒の登下校時の見守り」の割合が最も高い。次いで「まちの明るさ」が高く、27年と比べて、充実・改善の割合が上昇している。

(上位5項目)

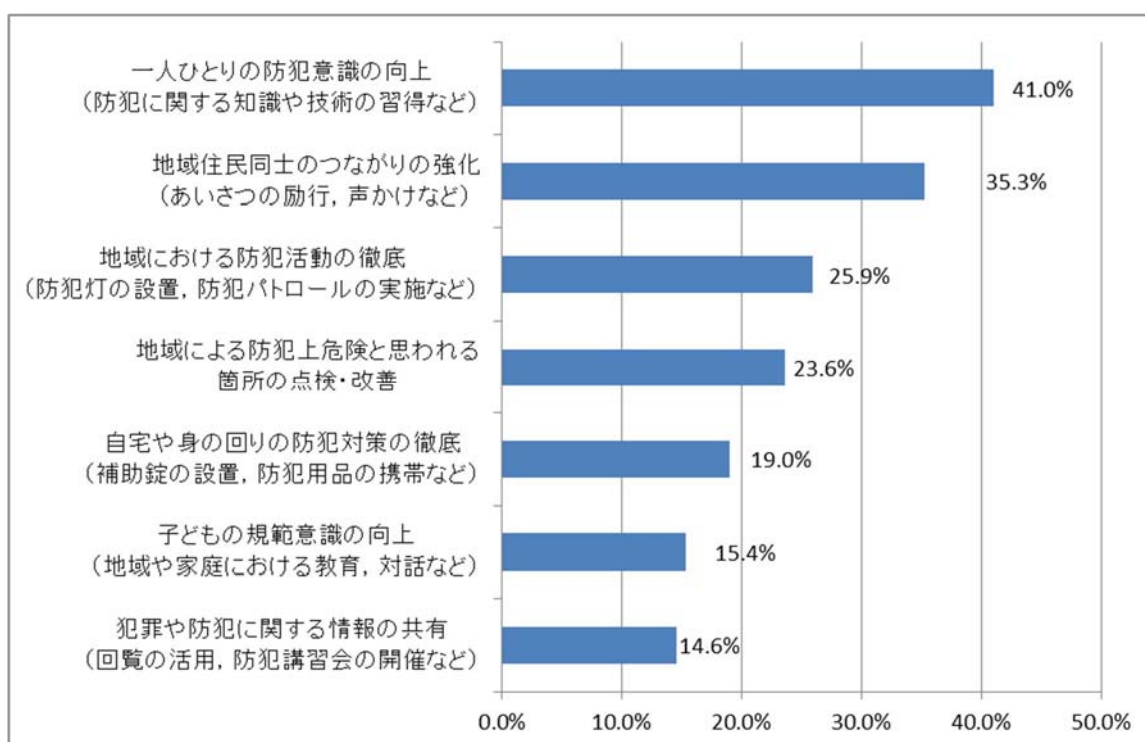
	令和元年	平成27年
児童・生徒の登下校時の見守り（通学路パトロールや付き添いなど）	55.4%	61.2%
まちの明るさ（防犯灯や街路灯の適切な設置）	28.6%	22.5%
特にない	19.4%	14.2%
犯罪派生情報の発信や防犯対策の普及	16.7%	15.0%
地域内の防犯体制（「防犯パトロール」などで、児童・生徒の登下校時の見守りを除くもの。）	14.0%	15.1%

(3) 取組に関する市民の意識

ア 自ら又は地域が必要な取組

- 約4割の市民が、「一人ひとりの防犯意識の向上」を求めている
- 3割半ばの市民が、「地域住民同士のつながりの強化」を求めている

- ・ 『あなたは、地域における犯罪を未然に防止するためには、自ら又は地域が取り組むべき事として、特に必要と思うものは何ですか。(〇は2つまで)』と聞いたところ、「一人ひとりの防犯意識の向上」の割合が最も多く、次いで、「地域住民同士のつながり強化」、「地域における防犯活動の徹底」などとなっている。

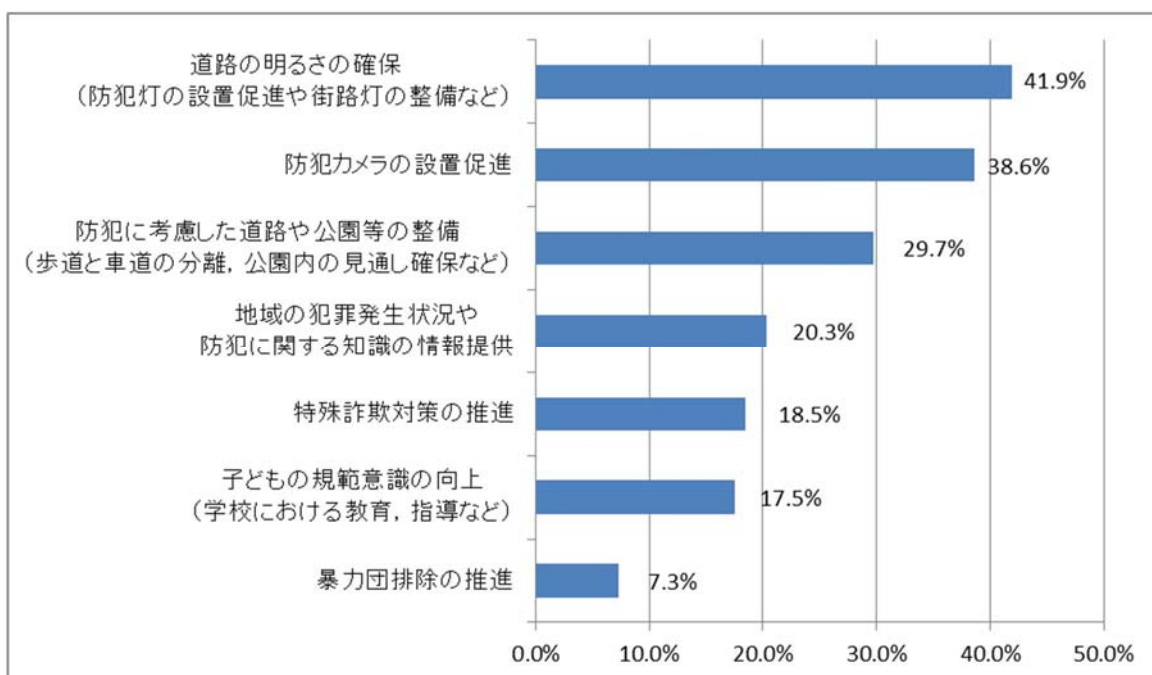


	令和元年	平成27年
一人ひとりの防犯意識の向上 (防犯に関する知識や技術の習得など)	41.0%	41.6%
地域住民同士のつながりの強化 (あいさつの励行, 声かけなど)	35.3%	39.2%
地域における防犯活動の徹底 (防犯灯の設置, 防犯パトロールの実施など)	25.9%	27.6%
地域による防犯上危険と思われる箇所の点検・改善	23.6%	20.5%
自宅や身の回りの防犯対策の徹底 (補助錠の設置, 防犯用品の携帯など)	19.0%	17.6%
子どもの規範意識の向上 (地域や家庭における教育, 対話など)	15.4%	21.5%
犯罪や防犯に関する情報の共有 (回覧の活用, 防犯講習会の開催など)	14.6%	13.4%

イ 市に力を入れてほしい取組

● 4割強の市民が「道路の明るさの確保」を求めている
 ● 4割弱の市民が「防犯カメラの設置促進」を求めている

- 『あなたは、犯罪のない安全で安心なまちづくりのために、特に市に力を入れてほしい取組は何ですか。(〇は2つまで)』と聞いたところ、「道路の明るさの確保」が最も多く、次いで、「防犯カメラの設置促進」、「防犯に考慮した道路や公園等の整備」となっている。



	令和元年	平成27年
道路の明るさの確保 (防犯灯の設置促進や街路灯の整備など)	41.9%	48.0%
防犯カメラの設置促進	38.6%	34.2%
防犯に考慮した道路や公園等の整備 (歩道と車道の分離、公園内の見通し確保など)	29.7%	21.3%
地域の犯罪発生状況や防犯に関する知識の情報提供	20.3%	24.7%
特殊詐欺対策の推進	18.5%	—
子どもの規範意識の向上 (学校における教育、指導など)	17.5%	21.7%
暴力団排除の推進	7.3%	11.8%

※ 平成27年は「特殊詐欺対策の推進」の質問項目なし

3 関係団体との連携状況等

関係機関・団体との連携のもと、意見交換等を行いながら、情報の共有化や事業の実施に取り組んでいます。

【連携した取組等】

栃木県警察
<ul style="list-style-type: none"> ・統計データの市への提供，ルリちゃん安全メールの配信 ・JR宇都宮駅東口歓楽街対策会議の開催（年1回） ・警察や地域との合同パトロールの実施（年4回）
公益社団法人 栃木県暴力追放県民センター
<ul style="list-style-type: none"> ・青少年への啓発パンフレットの配布（中学3年生対象） ・啓発活動として青少年に対する活動が重要と考えており，特に，中高生に暴力団へ関心を持たせないための啓発に力を入れている。
公益社団法人 被害者支援センターとちぎ
<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者パネル展の開催支援（市民ホール・南図書館ギャラリー） ・被害者家族は心の傷を抱えたまま葬儀等の手配を進めなくてはならない中，なるべく手間が少なく，すぐに受けられる援助を求めている。
地域防犯団体代表者
<ul style="list-style-type: none"> ・地域防犯ネットワーク連絡会議の開催（年1回） ・地域防犯活動を行う上での課題や問題点について代表者に質問したところ，95%が「団体の高齢化」を，53%が「団体員の減少」をあげている。
宇都宮保護観察所
<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護に係る周知啓発の実施 ・栃木県更生保護事業関係者顕彰式の開催（年1回）
更生保護ボランティア（宇都宮保護区保護司会など）
<ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動における連携

4 第3次計画事業評価

(1) 成果指標

ア 人口千人当たりの刑法犯認知件数

環境点検活動や防犯パトロールの実施など地域の自主的な活動に対する支援とともに、その活動を補完する「防犯灯・防犯カメラ」の設置促進等の環境整備に取り組んできたことなどにより、目標を達成しています。

しかしながら、中核市平均を下回ることができなかったことから、さらなる減少が求められます。

(単位：件)



イ 日常生活において犯罪の被害に遭う不安を少しでも感じる市民の割合

市民、警察、事業者、学校等と連携を図りながら、犯罪の未然防止に係る施策を総合的かつ計画的に推進してきたことなどにより、目標を達成しています。

これまでの「不安」を測る尺度は、直近の事件・事故などの外部要因の影響が大きいことから、今後は、市民のより主観的な尺度で「安心」の度合いを測る必要があります。

(単位：%)



(2) 活動指標

活動指標6項目のうち4項目で、目標値に対して、「概ね順調」以上を達成しています。しかしながら、「特殊詐欺被害件数」と「防犯講習会受講者数」については、達成度が「やや遅れている」となっていることから、子どもや女性、高齢者の犯罪被害の情勢を捉え、防犯講習会の参加促進や特殊詐欺対策のさらなる推進が求められます。

基本目標1：一人ひとりの「防犯力」の向上

特殊詐欺対策や防犯講習会の開催等により、市民の防犯意識・規範意識の向上や市民自らの防犯対策の実践を促進し、「個人」による防犯力の向上に取り組んできました。

【活動指標】

基本施策	重点施策	活動指標名	初期値 (H26)	目標値 (R1)	現状値 (H30)	達成度※
市民の防犯意識・規範意識の向上	特殊詐欺対策の強化	特殊詐欺被害件数 [年間]	73件	35件	56件	やや遅れている
市民による実践的な取組の促進	防犯に係る知識・技術の普及	防犯講習会受講者数 [年度]	6,700人	12,000人	8,216人	やや遅れている

※ 達成度については、目標値に対して、100%以上を「順調」、70~100%未満を「概ね順調」、70%未満を「やや遅れている」としている。

基本施策1：市民の防犯意識・規範意識の向上

	主な取組
防犯に関する広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 「広報うつのみや」や市ホームページに、防犯に関する情報を掲載 見守りを要する高齢者等に対し、民生委員の協力を得て戸別世帯訪問により啓発チラシや物品を配布
犯罪発生情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 不審者情報や老人SOSについて情報提供 地区防犯ネットワークに定期的に提供
市民の規範意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> 青少年巡回指導員が、定期的に市内の繁華街・カラオケ店・ゲームセンター等を巡回し、声かけや注意・指導を実施 児童生徒や保護者を対象とした出前講座を実施
特殊詐欺対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> 「特殊詐欺被害防止協力店登録事業」の実施 「特殊詐欺撃退機器貸出」の実施
暴力団排除の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事への入札を制限するなど、事務事業からの排除 公の施設の利用を制限 市内中学3年生に対し、青少年向けリーフレットを配布

基本施策2：市民による実践的な取組の促進

	主な取組
防犯に係る知識・技術の普及	<ul style="list-style-type: none"> 防犯活動指導員（警察官OB）による防犯講習会を開催 建築士による住宅相談や建築確認申請に伴う事前相談を実施 消費生活相談員による消費生活出前講座を実施
学校における安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各学校における防犯教育の実施 小学校1年生に配布した防犯ブザーの携行を促進

基本目標2：地域の「防犯力」の向上

地域防犯ネットワーク連絡会議の開催や協働の地域づくり支援事業補助金などにより、自主防犯団体による活動を促進するとともに、市民総ぐるみ環境点検活動やスクールガードによる子どもの見守り活動など、各主体の連携による防犯対策の強化に取り組んできました。

【活動指標】

基本施策	重点施策	活動指標名	初期値 (H26)	目標値 (R1)	現状値 (H30)	達成度
自主防犯団体による活動の促進	自主防犯活動に対する支援	ぼうはんカレッジ受講者数 [年度]	8人	11人	22人	順調
各主体の連携による防犯対策の強化	様々な主体の連携による防犯活動の促進	環境点検活動参加者数 [年度]	2,400人	2,800人	2,354人	概ね順調
犯罪被害に関する対応の強化	犯罪被害者等に関する理解促進	犯罪被害者等講話受講者数 [年度]	3,593人	4,800人	9,213人	順調

基本施策3 自主防犯団体による活動の促進

	主な取組
自主防犯活動における連携・協力の促進	・39地区の地区防犯ネットワーク代表者、3警察署及び市が一堂に会した「宇都宮市地域防犯ネットワーク連絡会議」を開催
青色防犯パトロールの促進	・協働の地域づくり支援事業補助金により導入を支援
自主防犯活動に対する支援	・地域まちづくり組織（39地区）を対象とした「協働の地域づくり支援事業補助金」を通じて、補助金（地域防犯活動）を交付 ・県主催の講習会（防犯カレッジ）を周知

基本施策4 各主体の連携による防犯対策の強化

	主な取組
全市一斉防犯活動の推進	・子どもの一斉見守り活動、市民総ぐるみ環境点検活動、全国地域安全運動重点啓発活動、一戸一灯運動の実施
様々な主体の連携による防犯活動の促進	・宇都宮市地域防犯ネットワーク連絡会議の開催、市民総ぐるみ環境点検活動の実施
学校等の安全に関する環境整備	・スクールガード・チーフを中心とした学校・保護者・地域の実態に応じたスクールガードシステムを整備 ・子どもの見守り活動強化月間の実施 ・学校における通学路の安全点検の実施
各防犯協会との連携	・宇都宮防犯協会及び栃木県防犯協会と連携し、防犯パトロールや啓発活動などを実施 ・老人SOSネットワークの配信
事業者による防犯活動の促進	・業務等で車両を運行している事業者や団体等が、その傍ら防犯パトロールを実施する「ながらパトロール」を促進
市による防犯活動の推進	・公用車による「ながらパトロール」の実施

基本施策5 犯罪被害に関する対応の強化

	主な取組
犯罪被害者等に関する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口、イベント等におけるリーフレット等を配置・配布 ・「被害者支援センターとちぎ」との共催による「犯罪被害者等支援巡回パネル展」を開催
犯罪被害者等支援の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援を図るため、担当部局間の橋渡しの役割を生活安心課が担当

※ 「空き家対策」については、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、本市においても、平成29年4月に宇都宮市空き家等対策計画を策定し、総合的な対策を実施していることから、「基本施策6 住環境の防犯性の向上」は評価対象外としました。

基本目標3：生活環境の「防犯力」の向上

環境点検活動や学校における通学路の安全点検において、主に生活道路や通学路などのハード面での安全確保とともに、地域における防犯灯・防犯カメラの設置・運営支援や公共施設への防犯カメラの設置など、設備等による防犯性の向上に取り組んできました。

【活動指標】

基本施策	重点施策	活動指標名	初期値 (H26)	目標値 (R1)	現状値 (H30)	達成度
設備等による防犯性の向上	防犯灯の設置促進	防犯灯のLED化率 [累計]	14.0%	100.0%	85.5%	概ね順調

基本施策7 設備等による防犯性の向上

	主な取組
地域による問題箇所の改善促進	<ul style="list-style-type: none"> ・39地区において実施する「市民総ぐるみ環境点検活動」を支援
防犯灯の設置促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等が設置又は管理する防犯灯に対し、その費用の一部又は全部を補助
防犯カメラの適切な設置・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・商業関係団体が設置又は管理する街路灯や防犯カメラ等に対し、その費用の一部を補助 ・自治会による防犯カメラの設置に対する支援
事業者等に対する防犯対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗立地法に基づく開発許可申請時又は開発行為時において、事業者に対し防犯への配慮を要請
公共施設の防犯に配慮した整備・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全小中学校への防犯カメラの設置 ・公共施設維持管理において、防犯に配慮した整備を実施

5 課題の整理

国・県・市の犯罪情勢等や市民等の意識の把握・分析とともに、第3次計画の成果指標等の達成状況等を踏まえた評価を行い、本市における犯罪の未然防止に係る「課題」を整理しました。

個人に関連する課題

「個人」における防犯力の向上は、防犯対策において最も重要であり、かつ「市」全体を捉えた防犯対策においても根幹となるものであることから、引き続き、犯罪情勢を捉え、対策を講じるべき対象者を勘案しながら、継続的に啓発活動等を実施していくとともに、市民による主体的な活動を誘導・促進する対策に取り組む必要があります。

① 犯罪情勢を捉えた啓発活動の強化

女性が狙われる事犯やSNS等に起因する犯罪被害に遭う子どもの増加などを踏まえ、性犯罪やつきまとい・声掛けなどの犯罪被害に遭う可能性が高い女性や子どもなどに対する啓発活動の強化が必要です。

② 市民による実践的活動への意識高揚

これまでの行政側から提供する情報発信や広報啓発に加え、市民自らがより実践的に防犯活動に関わることができるよう、あらゆる機会を捉えた意識高揚が必要です。

地域に関連する課題

「地域」における防犯力の向上として、先進事例紹介やボランティア活動への参加を促進する制度などの情報提供とともに、「ながらパトロール」などにおける「地域」と「事業者」との連携や地域の防犯活動を補完する「地域外」の主体の参画促進などに取り組みながら、地域の持続的な防犯活動を支援する方策を検討する必要があります。

③ 地域における防犯活動の持続性の確保

活動メンバーの高齢化や現役世代の防犯活動への参加率の低下などを踏まえ、地域の防犯活動を維持できるよう、メンバーの負担軽減に向けた取組についての検討が必要です。

また、事業者のノウハウを生かした地域の防犯活動を実施するため、民間活力の導入検討が必要です。

④ 犯罪被害者等に対する支援の強化

犯罪被害に対する理解促進のための啓発活動に継続して取り組んでいくとともに、犯罪被害者等を直接支援する方策の検討が必要です。

⑤ 犯罪をした者等の社会復帰に対する支援

犯罪をした者等が円滑に社会復帰できるよう、地域社会全体の理解促進に向けた啓発活動や更生保護に向けた取組が必要です。

生活環境に関連する課題

地域に対する防犯灯や防犯カメラの設置等支援にあたり、宇都宮市自治会連合会など関係団体と調整を図りながら推進に取り組む必要があります。また、「重点地区」においても、引き続き、警察や地域との連携を図るとともに、新たな区域の設定を含めた対策の充実検討や、その他公共空間においても防犯カメラ等の設備充実を推進することで、犯罪の未然防止に取り組む必要があります。

⑥ 「重点地区」における防犯対策の更なる充実

J R宇都宮駅東口地区整備事業やL R Tの開業，中心市街地の状況変化等を踏まえ、「重点地区」の拡大を含めた対策の充実検討が必要です。

⑦ 防犯カメラ設置等による防犯活動の更なる推進

地域の防犯活動を補完する防犯カメラの設置等に対し、より一層の普及に向けた支援が必要です。

特殊詐欺対策に関連する課題

これまでの取組の継続性を確保するため、引き続き、特殊詐欺における被害の未然防止に向けた各種事業を推進していく必要があります。

⑧ 特殊詐欺対策の着実な推進

高齢者を中心に犯罪被害が発生している状況を踏まえ、個人だけでなく地域の連携など、様々な事業の推進が必要です。

第3章 計画の基本方針

1 目指す姿

「宇都宮市安全で安心なまちづくり条例」の目的において掲げる『**現在及び将来の市民一人ひとりが安心して暮らすことができる安全な地域社会**』を目指す姿とします。

2 基本目標

整理した課題や取組の継続性を確保する観点を踏まえ、第3次計画に引き続き、犯罪の未然防止に係る「犯罪機会論」を参考とした抵抗性・領域性・監視性を高めることを基本目標の考え方として設定します。

《参考：犯罪機会論》

防犯対策の考え方は、犯罪者が犯行に及んだ原因を究明し、原因を取り除くことによって対策を行う「犯罪原因論」から、1980年代以降、犯罪を行おうとしても、実行の機会を与えない（犯行に都合の悪い状況を作り出す）ことによって犯罪被害を未然に防止する「犯罪機会論」へと転換してきた。

基本目標Ⅰ：「一人ひとり」の防犯力の向上

犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」という高い防犯意識を持ち、防犯に関する知識を身につけ、自ら防犯対策を実践することが重要であることから、広報啓発活動や情報発信などによる「市民への防犯意識高揚対策」とともに、防犯に係る知識・技術の普及促進などによる「市民による実践活動促進対策」に取り組んでいきます。

基本目標Ⅱ：「地域」の防犯力の向上

犯罪を未然に防止するためには、個人の取組と合わせて、市、警察、事業者、学校など地域コミュニティの連携による取組や支援が重要であることから、地域の防犯力の向上のため、自主防犯活動に対する支援などによる「自主防犯団体の活動促進対策」とともに、様々な主体の連携による防犯活動や事業者による防犯活動の促進などによる「連携・協働による活動推進対策」に取り組んでいきます。

また、犯罪被害者等に関する理解促進などによる「犯罪被害者等支援対策」のほか、再犯防止に係る理解促進などを図る「再犯防止対策」に取り組んでいきます。

基本目標Ⅲ：「生活環境」の防犯力の向上

犯罪を未然に防止するためには、個人の意識向上や地域における防犯活動等のソフト面の対策に加え、防犯灯・防犯カメラなどのハード面からも犯罪を起こしにくい状況とすることが重要であることから、生活環境の防犯力の向上のため、警察等との連携による対策の推進などによる「防犯対策重点地区強化対策」とともに、防犯灯の適切な設置・運用支援や防犯カメラの設置促進などによる「設備等による防犯性向上対策」に取り組んでいきます。

3 施策

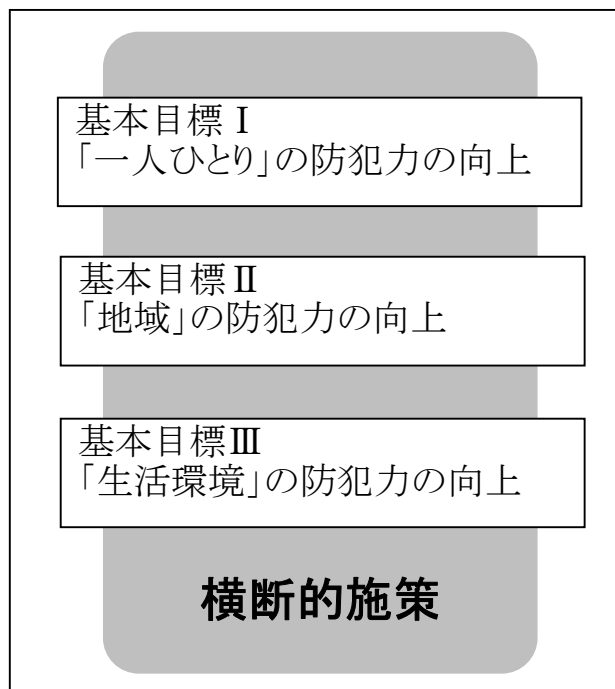
(1) 基本施策

第3次計画の考え方を踏襲した基本目標のもと、これまでの防犯対策の継続性・整合性を確保していくため、第3次計画の基本施策を継続しつつ、国・県の動向や犯罪情勢の変化等を踏まえた上で、新たな基本施策を位置付けます。

基本目標	基本施策	個別施策
I 「一人ひとり」の防犯力の向上	1 市民への防犯意識高揚対策	(1) 防犯に関する広報・啓発 (2) 犯罪発生情報の提供 (3) SNS犯罪対策の強化 (4) 市民の規範意識の向上 (5) 暴力団排除の推進
	2 市民による実践活動促進対策	(6) 防犯に係る知識・技術の普及 (7) 学校における安全教育の推進
II 「地域」の防犯力の向上	3 自主防犯団体の活動促進対策	(8) 自主防犯活動における連携・協力の促進 (9) 青色防犯パトロールの促進 (10) 自主防犯活動に対する支援
	4 連携・協働による活動推進対策	(11) 全市一斉防犯活動の推進 (12) 様々な主体の連携による防犯活動の促進 (13) 事業者による防犯活動の促進 (14) 学校等の安全に関する環境整備 (15) 防犯協会との連携 (16) 市による防犯活動の推進
	5 犯罪被害者等支援対策	(17) 犯罪被害者等に関する理解促進 (18) 犯罪被害者等支援の専門性の向上
	6 再犯防止対策	(19) 更生に向けた支援の充実 (20) 再犯防止に関する理解促進 (21) 再犯防止関係機関等との連携推進
III 「生活環境」の防犯力の向上	7 防犯対策重点地区強化対策	(22) 重点地区関係機関等との連携推進 (23) 重点地区対策の更なる充実
	8 設備等による防犯性向上対策	(24) 地域による問題箇所の改善促進 (25) 防犯灯の適切な設置・運用支援 (26) 防犯カメラの設置促進 (27) 特殊詐欺対策機器の普及促進 (28) 事業者等に対する防犯対策の促進 (29) 公共施設の防犯に配慮した整備・管理

(2) 横断的施策

特殊詐欺被害の減少にあたっては、複雑化・巧妙化する手口に対し、「個人」による防犯力の向上や「地域ぐるみ」による防犯力の向上、さらには、「犯行を実行させない環境整備」による防犯力の向上の3つの基本目標にまたがる防犯対策を総合的かつ一体的に推進する必要があることから、「特殊詐欺対策」を「横断的施策」として位置付けます。



4 計画の指標

(1) 成果指標

計画全体の達成状況として、目指す姿である「安心して暮らすことができる安全な地域社会」の実現度を測るため、「安全」の度合いを測る客観的指標と「安心」の度合いを測る主観的指標を成果指標に設定します。

目標値はそれぞれ理想像を目指し、その到達に向けて段階的に取り組むこととしますが、第4次計画においては「本市の実状」と「他都市の状況」を踏まえて目標値を設定します。

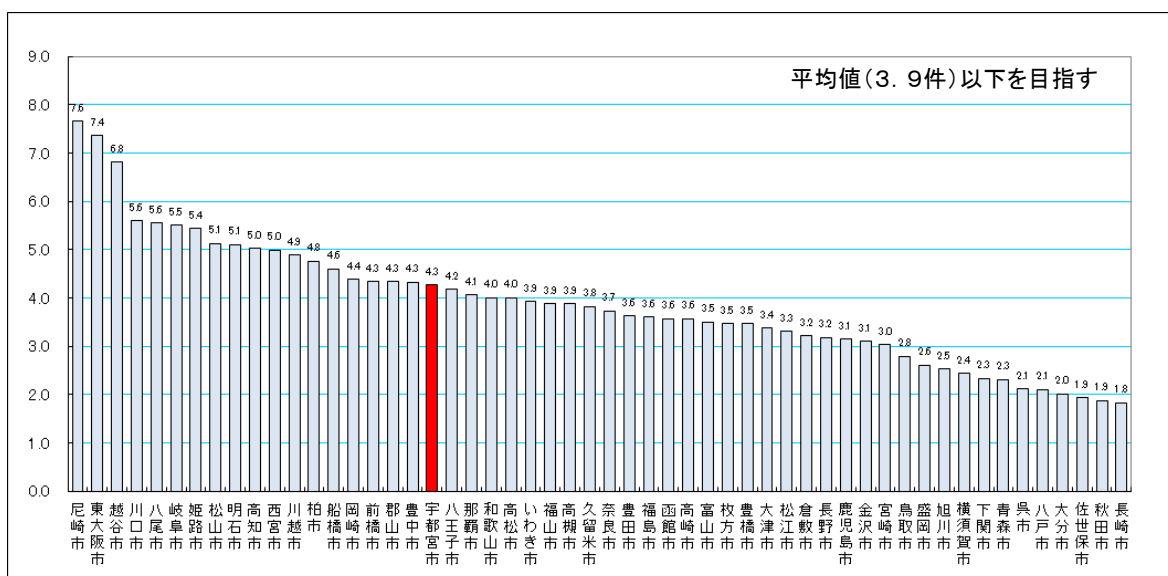
《目標値の設定》

ア 人口千人当たりの刑法犯認知件数

第3次計画において目標は達成しましたが、中核市平均値「6.3件」を上回っていることから（36位／54市）引き続き指標として継続し、将来予測を踏まえた中核市水準（中核市平均値予測：3.9件）を下回ることを目指します。

- ・ 平成25年の中核市平均値「10.1件」、平成30年の中核市平均値「6.3件」であり、5年間で38%減少している。
- ・ 刑法犯認知件数は減少傾向にあり、今後も同様の減少率（38%減少）が見込まれると仮定する。

⇒ 目標値（中核市平均値予想） 3.9件（6.3件×38%減少）

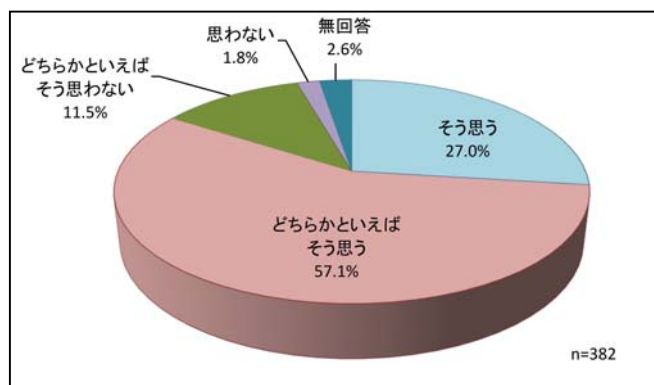


イ 防犯対策を推進する中、安心して暮らすことができていると感じる市民の割合

「犯罪に対する不安感」は、「50%以下」の目標を達成したことから、より市民の安心感を測る指標となる「防犯対策を推進する中、安心して暮らすことができていると感じる市民の割合」を新たに設定します。目標値については、より多くの市民が安心感を得られるよう、理想像である100%に向け、段階的に取り組むこととし、10人中9人以上となる90%以上を目指します。

- 令和元年世論調査において、「宇都宮市では、犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指した取組を推進していますが、あなたは普段、宇都宮市で生活する中で、安心して暮らすことができていると思いますか。」の質問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計は、「84.1%」である。
- 現状、おおよそ10人中8人であることから、10人中9人以上を目指す。

⇒ 目標値 90%



指標名	初期値		現状値		目標値
人口千人当たりの刑法犯認知件数	平成25年	▶	平成30年	▶	令和5年
	11.5件		6.9件		3.9件以下
防犯対策を推進する中、安心して暮らすことができていると感じる市民の割合	—	▶	令和元年度	▶	令和6年度
	—		84.1%		90%以上

【指標等の適用年次について】

- 第4次計画の目標年次が令和6年度であることから、令和6年度の指標等を適用します。
- ただし、警察から提供される各種の統計資料は暦年で集計されることから、当該資料を活用した「人口千人当たりの刑法犯認知件数」等については、令和5年のものを適用します。

第3章 計画の基本方針

(2) 活動指標

基本施策ごとに整理した課題の解決に向け、最も効果が期待できる中心的な事業（新規・拡充事業や市民・関係団体と連携の深い事業等）を重点事業に位置付け、それぞれに活動指標を設定し、事業の進捗状況を測ります。

基本施策	重点事業	指標	現状値 (令和元年度) ※見込	目標値 (令和6年度)
[基本目標Ⅰ] 「一人ひとり」の防犯力の向上				
市民への防犯意識高揚対策	小中学校における出前講座等の実施	SNS出前講座実施校数（小中学校）	50校	93校
市民による実践活動促進対策	女性等を対象とする防犯講習会の充実	防犯講習会受講者数	8,200人/年度	12,000人/年度
[基本目標Ⅱ] 「地域」の防犯力の向上				
自主防犯団体の活動促進対策	地区防犯ネットワークの推進	防犯活動団体数	563団体	600団体
連携・協働による活動推進対策	市民総ぐるみ環境点検活動	環境点検活動参加者数	2,400人/年度	2,800人/年度
犯罪被害者等支援対策	犯罪被害者等講話	犯罪被害者等講話受講者数	4,200人/年度	4,800人/年度
再犯防止対策	地域の理解促進に向けた広報・啓発活動	社会を明るくする運動参加者数	500人/年度	1,000人/年度
[基本目標Ⅲ] 「生活環境」の防犯力の向上				
防犯対策重点地区強化対策	防犯対策重点地区の拡大検討	防犯対策重点地区指定数	1地区	2地区
設備等による防犯性向上対策	防犯カメラ補助事業	防犯カメラ設置台数	320台	700台
横断的施策	事業	指標	現状値 (平成30年)	目標値 (令和5年)
特殊詐欺対策	多様な媒体による広報活動，消費生活相談・消費生活出前講座，特殊詐欺被害防止協力店登録制度，撃退器購入費補助事業	特殊詐欺被害件数	56件	35件

第4章 施策の体系

基本目標Ⅰ 「一人ひとり」の防犯力の向上

基本施策1 市民への防犯意識高揚対策

市民の防犯意識・規範意識の向上を図るため、「防犯に関する広報・啓発」や「犯罪発生情報の提供」、「市民の規範意識の向上」、「暴力団排除の推進」に取り組んでいきます。

また、SNSを悪用した犯罪に巻き込まれる子どもが増加傾向にあることから、被害を未然に防止するため、「SNS犯罪対策の強化」に取り組みます。

◎：重点事業 ☆：横断的施策該当事業

個別施策	事業
(1) 防犯に関する広報・啓発	<p>☆多様な媒体による広報活動</p> <p>広報紙やホームページ、各種イベントなど、多様な媒体を活用し、特殊詐欺をはじめとした新たな犯罪の手口などの犯罪発生状況とともに、効果的な防犯対策などの広報活動を行う。</p>
	<p>民生委員児童委員協議会等と連携した啓発チラシ配布</p> <p>民生委員児童委員協議会等と連携し、高齢者や障がい者など情報入手が困難な方を対象とした広報活動を行う。</p>
(2) 犯罪発生情報の提供	<p>不審者情報の発信</p> <p>警察からの不審者情報（ルリちゃん安全メール）を受信後ただちに、ホームページへの掲載やとちぎテレビ（データ放送）への情報提供を行う。</p>
	<p>重点抑止犯罪情報の発信</p> <p>交番・駐在所別の犯罪発生状況をホームページに掲載するとともに、39地区の地区防犯ネットワークに毎月情報提供する。</p>
(3) SNS犯罪対策の強化	<p>中高生の提案による啓発チラシの配布【拡充】</p> <p>小中高生がSNS犯罪を身近なものと捉えられるよう、4コマ漫画を用いた「SNS犯罪の危険性を訴えるチラシ」を作成し、小中高生に配布する。</p>
	<p>◎小中学校における出前講座等の実施【拡充】</p> <p>市立全小中学校において、児童生徒や保護者を対象に、企業などの専門家によるSNSに関する出前講座を実施する。また、要請に応じて「親学出前講座」を実施する。</p>
	<p>児童生徒や保護者を対象とする周知啓発の推進</p> <p>「宮っ子ルール徹底週間」や「フィルタリング100%キャンペーン」等において、児童生徒や保護者を対象に、スマートフォン等の危険性や適切な使い方について周知啓発を行う。</p>

個別施策	事業
(4) 市民の規範意識の向上	道徳教育・情報モラル教育の推進 「きまりを守る大切さ」を教育し、子どもの健全な成長を促進するため、「宮っ子の誓い」を拠り所とした「宮っ子心の教育」を推進するとともに、危険ドラッグの使用や特殊詐欺への関与の危険性、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール」の徹底など、小中学校における道徳教育や情報モラル教育などを行う。
	非行防止講演会の開催 非行防止講演会を開催し、青少年非行の未然防止に係る啓発に取り組む。
(5) 暴力団排除の推進	市の事務事業からの排除 暴力団による不当な影響を排除するとともに利益を与えることのないよう、入札資格制限など市の事務事業から排除を行う。
	公の施設の利用制限 市の設置した公の施設の利用が、暴力団の活動を助長し、又、運営に資すると認められるときは、利用の制限を行う。
	青少年への啓発チラシ配布 早期の暴力団排除に関する意識啓発を図るため、市内の全中学3年生に対して、青少年向けのリーフレットの配布を行う。

基本施策2 市民による実践活動促進対策

市民による実践的な取組の促進を図るため、「防犯に係る知識・技術の普及」や「学校における安全教育の推進」に取り組んでいきます。

個別施策	事業
(6) 防犯に係る知識・技術の普及	◎女性等を対象とする防犯講習会の充実【拡充】 防犯活動指導員（警察官OB）等による防犯講習会について、性犯罪や声掛け・つきまといなどの被害に遭う可能性が高い女性などへの取組を強化する。
	☆消費生活相談・消費生活出前講座 消費生活センターにおける消費生活相談員によるきめ細かな個別相談対応や消費生活出前講座を実施し、悪質商法等による消費者被害の未然防止を図る。
(7) 学校における安全教育の推進	防犯教育の推進 市立各小中学校における「防犯教育」として講話や不審者対応の避難訓練を実施するとともに、必要に応じて、防犯活動指導員（警察官OB）による防犯講習会を実施する。
	防犯ブザーの携行促進 宇都宮防犯協会を通じて市内小学校の新1年生を対象に防犯ブザーを配布し、外出時における防犯ブザー携行を促進することで、幼い子どもを持つ親の防犯意識高揚を図る。

基本目標Ⅱ 「地域」の防犯力の向上

基本施策3 自主防犯団体の活動促進対策

自主防犯団体による活動の促進を図るため、「自主防犯活動における連携・協力の促進」や「青色防犯パトロールの促進」、「自主防犯活動に対する支援」に取り組んでいきます。

個別施策	事業
(8) 自主防犯活動における連携・協力の促進	<p>◎地区防犯ネットワークの推進</p> <p>市、警察、活動団体による「宇都宮市地域防犯ネットワーク連絡会議」を開催し、情報提供や優良活動団体の事例発表会等を行い、団体間相互の情報共有や地区同士の連携協力の促進を図る。また、県事業（安全で安心なまちづくり地域交流会）等を活用し、自主防犯活動の促進を図る。</p>
(9) 青色防犯パトロールの促進	<p>青色回転灯の導入促進</p> <p>「協働の地域づくり支援事業補助金」（補助メニュー：地域防犯活動）において、青色回転灯の購入費用全額を補助対象として、青色防犯パトロールを促進する。</p>
(10) 自主防犯活動に対する支援	<p>協働の地域づくり支援事業補助金</p> <p>地域の防犯意識の高揚や効果的で継続的な自主防犯活動の促進を図るため、地域が実施する防犯活動に必要な経費の一部を補助する。</p>
	<p>まちづくり活動応援事業</p> <p>地域における自主防犯活動を促進するため、活動情報の発信・入手ができる「仕組み」により、活動参加の「きっかけ」と継続する「励み」を創出する「まちづくり活動応援事業」を有効に活用し、防犯活動への参加者の増加や活発化を図る。</p>
	<p>防犯灯補助事業〔再掲〕</p> <p>自治会等の公共的団体が設置し、維持管理を行う防犯灯について、設置や交換に係る費用や電気使用料等を補助する。</p>
	<p>防犯カメラ補助事業〔再掲〕</p> <p>地域における犯罪の未然防止や犯罪発生後の事件解明等に効果がある防犯カメラの更なる設置促進とともに、その維持管理を行う自治会等に対し、その管理費用等の一部を補助する。</p>
	<p>自主防犯活動を補完する支援手法の検討【拡充】</p> <p>地域の自主防犯活動を補完する「ながらパトロール」などについて、他都市の先進的取組事例の情報収集・調査を行うなど、地域の団体活動を支援する手法について検討する。</p>

基本施策4 連携・協働による活動推進対策

各主体の連携による防犯対策の強化を図るため、「全市一斉防犯活動の推進」や「様々な主体の連携による防犯活動の促進」、「事業者による防犯活動の促進」、「学校等の安全に関する環境整備」、「防犯協会との連携」、「市による防犯活動の推進」に取り組んでいきます。

個別施策	事業
(11) 全市一斉防犯活動の推進	<p>子どもの一斉見守り活動</p> <p>各小学校にて、安全指導や一斉下校、顔合わせ等を行う「子どもの見守り強化月間」（4～5月）を実施する。</p>
	<p>市民総ぐるみ環境点検活動〔再掲〕</p> <p>地域まちづくり組織が中心となり、地域の各種団体や学校、関係機関が一体となって、地域における防犯上の問題箇所などの点検活動を行う。</p>
	<p>全国地域安全運動重点啓発活動</p> <p>防犯意識の向上を図るため、「宇都宮地域安全のつどい」（宇都宮防犯協会主催）の開催や自転車盗難被害防止活動など、地域や警察などと連携した啓発活動を行う。</p>
	<p>一戸一灯運動</p> <p>広報紙などにおいて各世帯が玄関灯等を点灯させる「一戸一灯運動」の実施を呼びかけるとともに、のぼり旗を市施設や協力事業所等において掲出する。</p>
(12) 様々な主体の連携による防犯活動の促進	<p>◎市民総ぐるみ環境点検活動</p> <p>地域まちづくり組織が中心となり、地域の各種団体や学校、関係機関が一体となって、地域における防犯上の問題箇所などの点検活動を行う。</p>
	<p>地区防犯ネットワークの推進〔再掲〕</p> <p>市、警察、活動団体による「宇都宮市地域防犯ネットワーク連絡会議」を開催し、情報提供や優良活動団体の事例発表会等を行い、団体間相互の情報共有や地区同士の連携協力の促進を図る。また、県事業（安全で安心なまちづくり地域交流会）等を活用し、自主防犯活動の促進を図る。</p>
	<p>巡回指導活動</p> <p>学識経験者、小中高の教員で構成した青少年巡回指導員が、地域や市内中心部などにおいて青少年への注意、指導や声掛けなどの巡回指導活動を行うほか、市、警察、青少年巡回指導員会を始めとする青少年関係団体等が一体となって、市内中心部やJR宇都宮駅周辺などの特別巡回指導活動を行う。</p>

個別施策	事業
(13) 事業者による防犯活動の促進	<p>☆特殊詐欺被害防止協力店登録制度</p> <p>被害の未然防止活動を実践する市内の大型スーパーマーケット等を「特殊詐欺被害防止協力店」として登録し、見守りマニュアルやのぼり旗等の啓発物品を配布し、被害の未然防止対策を強化する。</p>
	<p>事業者による「ながらパトロール」</p> <p>事業者等の申出に応じ車両に貼り付ける「ながらパトロール実施中」のマグネットシートを配布し、パトロール活動を支援する。</p>
(14) 学校等の安全に関する環境整備	<p>スクールガードシステム</p> <p>各小学校単位に選出されるスクールガードチーフを中心として、学校・保護者・地域の実情に応じた学校安全ボランティアによる、登下校時における立哨や見守りを行う。</p>
	<p>「子ども110番の家」との連携</p> <p>通学路における子どもの緊急避難所となる「子ども110番の家」の取組について、宇都宮市PTA連合会との連携を図る。</p>
	<p>子どもの一斉見守り活動〔再掲〕</p> <p>各小学校にて安全指導や一斉下校、顔合わせ等を行う「子どもの見守り強化月間」（4～5月）を実施する。</p>
	<p>通学路の合同点検</p> <p>通学路の安全対策については、保護者や地域と連携を図りながら、学校、道路管理者、栃木県警察による「通学路の合同点検」を実施する。</p>
(15) 防犯協会との連携	<p>防犯協会との連携事業</p> <p>「全国地域安全運動」期間（毎年10月11日から20日）にあわせた「宇都宮地域安全のつどい」の開催や、「地域安全ニュース」の配布など啓発活動を行う。また、防犯協会がタクシー業界をはじめとする協力者に情報提供を呼びかける「老人SOSネットワーク」に協力する。</p>
(16) 市による防犯活動の推進	<p>青色回転灯装着公用車・マグネット装着公用車による「ながらパトロール」</p> <p>青色回転灯を装着した公用車や「防犯パトロール中」と表示したマグネットシートを貼付した公用車により、「ながらパトロール」を実施する。</p>

基本施策5 犯罪被害者等支援対策

犯罪被害に関する対応の強化を図るため、「犯罪被害者等に関する理解促進」や「犯罪被害者等支援の専門性の向上」に取り組んでいきます。

個別施策	事業
(17) 犯罪被害者等に関する理解促進	犯罪被害者等支援巡回パネル展の開催支援 窓口やイベント等においてリーフレット配布等を行うとともに、被害者支援センターとちぎ主催の「犯罪被害者等支援巡回パネル展」について開催を支援する。
	◎犯罪被害者等講話 中高生に対する交通安全教室開催にあわせ、犯罪被害者等による命の大切さを学ぶ講話を実施する。
(18) 犯罪被害者等支援の専門性の向上	被害者支援担当窓口 犯罪被害者等の各種行政手続きの負担軽減を図るため、生活安心課が支援担当窓口として庁内の橋渡しの役割を担い、迅速かつ円滑な庁内事務手続きを支援する。
	被害者支援連絡票の活用 犯罪被害者等の置かれた状況等を考慮し、各種行政手続きの負担軽減を図るため、栃木県が作成した「被害者支援連絡票」を活用し、きめ細かに対応する。
	被害者支援策の検討 犯罪被害者やその家族を直接支援する方策を検討する。

基本施策6 再犯防止対策

犯罪をした者等が円滑に社会復帰できるよう、「更生に向けた支援の充実」や「再犯防止に関する理解促進」、「再犯防止関係機関等との連携推進」に取り組んでいきます。

個別施策	事業
(19) 更生に向けた支援の充実	<p>更生保護に係る自立支援関連事業の充実【拡充】</p> <p>犯罪をした者等が安定して地域生活を送ることができるよう、就労支援や保健医療・福祉支援などの様々な分野の支援を包括的に実施するとともに、各種事業の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者自立支援相談事業 ・ こころの健康相談 ・ 高齢者や障がい者への支援
	<p>非行防止・修学等の支援の実施</p> <p>非行の未然防止や犯罪をした者等の社会人としての成長を促していくための基礎となる修学等の支援に、教育や保健、雇用などの様々な分野の関係機関と連携して取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非行未然防止啓発活動（非行防止講演会、万引き防止キャンペーン等） ・ 環境浄化活動（ゲームセンターや書店の立入調査等） ・ 巡回指導活動 ・ 青少年の総合相談事業 ・ 教育や保健、雇用などの関係機関と連携した修学等の支援
	<p>犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導等に基づく支援の実施</p> <p>国や県においては、再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性別、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働きかけることが重要であるとしている。</p> <p>本市においては、国や県が実施する指導等と連携しながら、その者の状況に応じた切れ目のない支援に努める。</p>
	<p>更生意欲の醸成</p> <p>県計画においては、犯罪をした者等の改善更生への思いを高めていくための施策を検討していくこととしている。本市においては、県の動向を踏まえながら、連携・協力を努める。</p>

個別施策	事業
<p>(20) 再犯防止に関する理解促進</p>	<p>◎地域の理解促進に向けた広報・啓発活動</p> <p>犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の社会復帰について理解を深めるため、再犯防止啓発月間に併せたイベントの開催や、多様な媒体を活用した広報・啓発活動に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「宇都宮市社会を明るくする運動、青少年の非行・被害防止全国強調月間」推進市民のつどい ・ 社会を明るくする運動作文コンテスト ・ 市広報紙等を活用した周知啓発の実施
<p>(21) 再犯防止関係機関等との連携推進</p>	<p>社会復帰支援に向けた関係機関等との連携強化</p> <p>犯罪をした者等への息の長い社会復帰支援を行うため、国、県及び協力団体を含む関係機関等との連携を強化するとともに、協力団体の活動促進に向けた支援に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県、協力団体等との連携強化 ・ 協力団体への活動支援 ・ 関連する会議（市町村再犯防止等推進会議、矯正施設所在自治体会議、栃木県再犯防止等推進連絡会議）への参加

宇都宮市再犯防止推進計画

第4次計画の基本目標である「地域」の防犯力の向上のうち、「基本施策6 再犯防止対策」を「再犯防止等の推進に関する法律」（以下「法」）第8条に基づく「宇都宮市再犯防止推進計画（地方計画）」として位置付けるに当たり、施策等を整理しました。

1 計画の位置付け

法第3条に規定する基本理念を踏まえ、法第8条第1項の規定に基づく地方再犯防止推進計画として策定します。

【法第3条抜粋 基本理念】

- ・ 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する。
- ・ 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援が受けられるようにする。
- ・ 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯防止等に重要である。
- ・ 調査研究の結果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる。

2 計画の内容

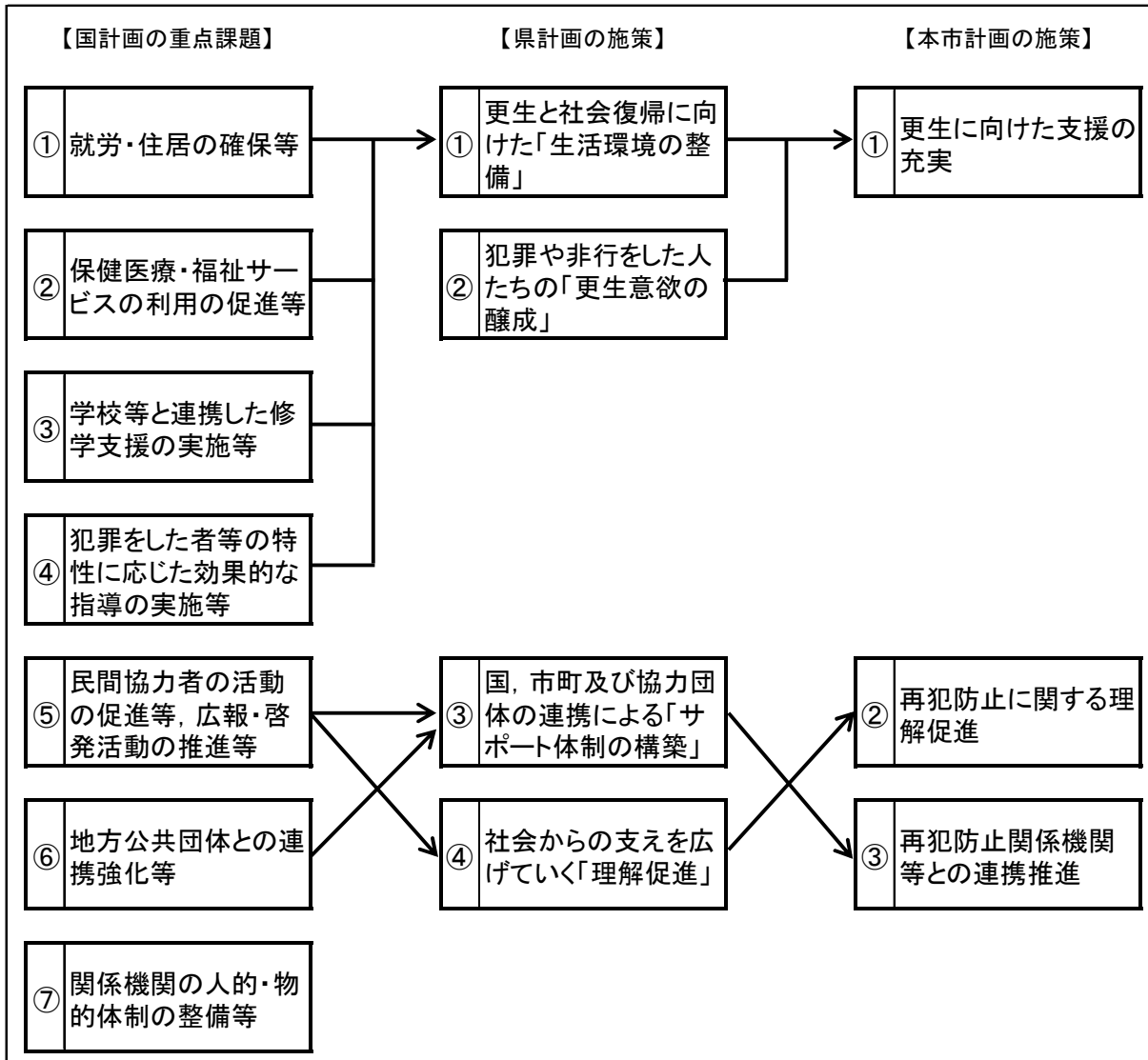
本市の地方再犯防止推進計画は、国の「再犯防止推進計画」及び、県の「栃木県再犯防止推進計画」（以下「県計画」）を踏まえた内容とします。

（1）対象者

計画の対象者は、法第2条に規定する「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年）若しくは非行少年であった者」（以下「犯罪をした者等」）とします。

(2) 施策

本市においては、県が国との役割分担のもと、現状分析等を行いながら策定した「県計画」と整合を図り、次の通り、3つの施策に取り組みます。



施策① 更生に向けた支援の充実**ア 更生保護に係る自立支援関連事業の充実**

犯罪をした者等が安定して地域生活を送ることができるよう、就労支援や保健医療・福祉支援などの様々な分野の支援を包括的に実施するとともに、各種事業の充実に努めます。

- ・ 生活困窮者自立支援相談事業
- ・ こころの健康相談
- ・ 高齢者や障がい者への支援

イ 非行防止・修学等の支援の実施

非行の未然防止や犯罪をした者等の社会人としての成長を促していくための基礎となる修学等の支援に、教育や保健、雇用などの様々な分野の関係機関と連携して取り組みます。

- ・ 非行未然防止啓発活動（非行防止講演会、万引き防止キャンペーン等）
- ・ 環境浄化活動（ゲームセンターや書店の立入調査等）
- ・ 巡回指導活動
- ・ 青少年の総合相談事業
- ・ 教育や保健、雇用などの関係機関と連携した修学等の支援

ウ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導等に基づく支援の実施

国や県においては、再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性別、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働きかけることが重要であるとしています。

本市においては、国や県が実施する指導等と連携しながら、その者の状況に応じた切れ目のない支援に努めます。

エ 更生意欲の醸成

県計画においては、犯罪をした者等の改善更生への思いを高めていくための施策を検討していくこととしています。本市においては、県の動向を踏まえながら、連携・協力に努めます。

施策② 再犯防止に関する理解促進

地域の理解促進に向けた広報・啓発活動

犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の社会復帰について理解を深めるため、再犯防止啓発月間に併せたイベントの開催や、多様な媒体を活用した広報・啓発活動に取り組みます。

- ・ 「宇都宮市社会を明るくする運動、青少年の非行・被害防止全国強調月間」推進市民のつどい
- ・ 社会を明るくする運動作文コンテスト
- ・ 市広報紙等を活用した周知啓発の実施

施策③ 再犯防止関係機関等との連携推進

社会復帰支援に向けた関係機関等との連携強化

犯罪をした者等への息の長い社会復帰支援を行うため、国、県及び協力団体を含む関係機関等との連携を強化するとともに、協力団体の活動促進に向けた支援に取り組みます。

- ・ 国、県、協力団体等との連携強化
- ・ 協力団体への活動支援
- ・ 関連する会議（市町村再犯防止等推進会議、矯正施設所在自治体会議、栃木県再犯防止等推進連絡会議）への参加

3 推進体制

(1) 庁内

再犯防止対策は、就労、住居、保健医療、福祉、教育等の分野に多岐にわたることから、本市においては、主要部署が連携して推進体制を構築し、関係施策に取り組みます。

施策全般に関すること（生活安心課）

- ・ 施策の推進，進行管理
- ・ 国や県，警察等との連絡調整

保健福祉分野等に関すること（保健福祉総務課）

- ・ 就労の確保のための取組
- ・ 住居の確保のための取組
- ・ 高齢者又は障がいのある者等への支援のための取組
- ・ 薬物依存を有する者への支援のための取組
- ・ 民間協力者の活動の促進のための取組
- ・ 広報・啓発活動の推進のための取組
- ・ 特性に応じた支援の実施のための取組
- ・ 宇都宮保護観察所，宇都宮保護区保護司会，宇都宮更生保護女性会等との連絡調整
- ・ 保健福祉分野等に関する各種施策の検討・実施

青少年分野等に関すること（子ども未来課）

- ・ 非行の未然防止，修学支援のための取組
- ・ 特性に応じた支援の実施のための取組
- ・ 宇都宮少年鑑別所（うつのみや法務少年支援センター）等との連絡調整
- ・ 青少年分野等に関する各種施策の検討・実施

(2) 庁外

再犯防止に係る施策の効果的かつ円滑な実施に向け、関係機関等と調整を図りながら、本市における再犯防止に係る推進体制について検討します。

基本目標Ⅲ 「生活環境」の防犯力の向上

基本施策7 「防犯対策重点地区」強化対策

防犯対策を特に重点的に行う「防犯対策重点地区」の対策を強化するため、「重点地区関係機関等との連携推進」や「重点地区対策の更なる充実」に取り組んでいきます。

個別施策	事業
(22) 重点地区関係機関等との連携推進	歓楽街対策会議 警察とJR宇都宮駅東口地区歓楽街の状況の把握や対策の検討を行う「対策会議」を開催する。
	官民合同パトロール 警察や地域等と一体となった「官民合同パトロール」を実施する。
(23) 重点地区対策の更なる充実	◎「防犯対策重点地区」の拡大検討【新規】 今後の本市の人の流れの変化等を捉え、新たな区域の設定を含めた対策の充実を検討する。
	JR宇都宮駅東口地区整備とあわせた駅周辺防犯カメラの整備検討【新規】 JR宇都宮駅東口地区整備とあわせた防犯カメラ整備検討を行う。
	「防犯対策重点地区」の環境浄化方策の検討【新規】 「防犯対策重点地区」における環境浄化方策について、警察等と連携し検討を行う。

基本施策8 設備等による防犯性向上対策

設備等による防犯性の向上を図るため、「地域による問題箇所の改善促進」や「防犯灯の適切な設置・運用支援」、「防犯カメラの設置促進」、「特殊詐欺対策機器の普及促進」、「事業者等に対する防犯対策の促進」、「公共施設の防犯に配慮した整備・管理」に取り組んでいきます。

個別施策	事業
(24) 地域による問題箇所の改善促進	<p>市民総ぐるみ環境点検活動〔再掲〕</p> <p>地域まちづくり組織が中心となり、地域の各種団体や学校、関係機関が一体となって、地域における防犯上の問題箇所などの点検活動を行う。</p>
	<p>通学路の合同点検〔再掲〕</p> <p>通学路の安全対策については、保護者や地域と連携を図りながら、学校、道路管理者、栃木県警察による「通学路の合同点検」を実施する。</p>
(25) 防犯灯の適切な設置・運用支援	<p>防犯灯補助事業</p> <p>自治会等の公共的団体が設置し、維持管理を行う防犯灯について、設置や交換に係る費用や電気使用料等を補助する。</p>
(26) 防犯カメラの設置促進	<p>魅力ある商店街等支援事業</p> <p>商店街における犯罪抑止のため、商店街組合による防犯カメラの設置が必要となる場合に、費用の一部を助成する。</p>
	<p>◎防犯カメラ補助事業【拡充】</p> <p>地域における犯罪の未然防止や犯罪発生後の事件解明等に効果がある防犯カメラの更なる設置促進とともに、その維持管理を行う自治会等に対し、その管理費用等の一部を補助する。</p>
(27) 特殊詐欺対策機器の普及促進	<p>☆撃退器購入費補助事業</p> <p>電話機に接続することによって、電話機の呼び出し音が鳴る前に「警告メッセージ」が流れ、犯人との通話を遮断する「撃退機器」を購入する者に対し、その費用の一部を補助する。</p>
(28) 事業者等に対する防犯対策の促進	<p>事前指導等を活用した事業者等に対する依頼</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく計画書に対する指導事項を通じて、事業者に対して防犯への配慮を適宜依頼する。</p>

個別施策	事業
(29) 公共施設の防犯に配慮した整備・管理	<p>J R宇都宮駅周辺防犯カメラの運用</p> <p>市内外からの来訪者など不特定多数の者が行き交う J R宇都宮駅周辺については, 犯罪発生の高蓋然性が高いことから犯罪の未然防止を図るため, 複数台の防犯カメラを設置し, 適切に管理運用する。</p>
	<p>小中学校における防犯カメラの運用</p> <p>外部からの侵入者による犯罪行為を抑止し, 児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができる教育環境を確保するため, 「宇都宮市立小中学校防犯カメラ運用基準」に基づき, 児童生徒のプライバシーへの配慮や, 機器の操作を副校長などに限定, 録画データの閲覧等は個人情報の保護に十分配慮することなどにより, 適切に管理運用する。</p>
	<p>公立保育園・子ども発達センターへの防犯カメラの設置・運用</p> <p>【新規】</p> <p>公立保育園及び子ども発達センターにおいて, 施設警備の補完及び犯罪行為の抑止を目的として, 防犯カメラを設置するとともに, 適切に管理運用する。</p>
	<p>道路・公園等における防犯への配慮</p> <p>市が管理する道路や公園等の公共施設の防犯性を高めるため, 防犯対策に配慮した整備に努める。</p>
	<p>市有施設における防犯カメラ導入等の検討</p> <p>市有施設における防犯カメラについて, 人の目による対策を基本としながらも, 施設の状況に応じ, 個人情報の保護に十分配慮しながら, 導入の必要性や設置手法などについて検討する。</p>

第5章 計画の推進

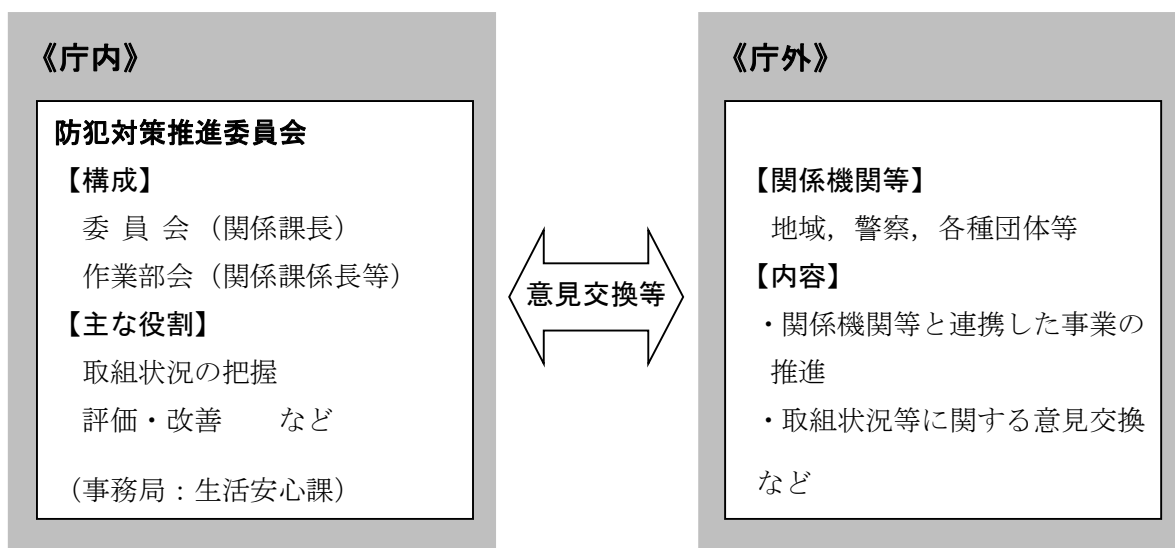
1 計画の進行管理

(1) 庁内の推進体制

本計画を着実に推進していくため、防犯対策推進委員会において、計画の成果指標や活動指標の進捗状況などにより、取組状況の把握とともに、評価や改善などを行います。

(2) 庁外との意見交換等

地域や警察、各種団体等と連携した事業の推進を図るとともに、取組状況等について意見交換を行い、評価、改善などを行います。



2 各主体との連携

本計画の事業実施にあたり、市、市民、事業者がそれぞれの役割分担のもと相互に協力するとともに、地域、警察、関係団体等との連携を図ることにより、施策を総合的に推進します。

発 行 宇都宮市

〒320-8540 宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>

編 集 市民まちづくり部 生活安心課

電話 : 028(632)2137